

平成 29 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017)年 6 月
上野学園大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	61
基準 4 自己点検・評価	80
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	84
基準 A 社会貢献	84
V. エビデンス集一覧	86
エビデンス集（データ編）一覧	86
エビデンス集（資料編）一覧	87

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・短期大学の基本理念

学校法人上野学園（以下、「本法人」という。）は、中学校・高等学校から大学・短期大学部まで、さらに大学には音楽専攻科、短期大学部には専攻科音楽専攻を擁している。その一貫した教育体制において建学の精神を共有し、一人ひとりの適性を見出し、育み、人間性を高めていくとともに、グローバル社会にあって堅実な自立精神と美しい調和を創り出す良識ある人間の育成を目途としている。

本法人は建学の精神を「自覚」と定めている。「自覚」とは、自己を深く見つめ、これを内面から知る体験に基づき、人間としての自己の真の価値に目覚め、自己の責任において行動することである。

本法人は、昭和 21（1946）年に財団法人として発足し、昭和 26（1951）年に学校法人に変更されて、現在に至る。明治 37（1904）年に創立された私立上野女学校を源流としている。「自覚」は、この時代の最も古い「教養の方針」を説いた、校長の石橋藏五（1875-1964）郎の教育方針を示す「生徒の個性を尊重してその天賦の才能を伸長せしめ、よく責任を重んじて勤労を辞せらざる女性たらしめんが為、特に自覚主義の教育を施しておる」（『創立 25 周年記念誌』昭和 4（1929）年、54 頁）という一節にすでに表明されている。その理由は、次の通りである。

現代の女子はよく時代の趨勢を理解し、しかも着実勤勉にして理想を追うて向上し、天賦の才能を發揮して世のため人のため家のために尽くし得る婦人たらねばならぬ。実に自覚せる女性にして初めて自ら言行を修め、自ら目覚め、自ら創造することが出来よう。（石橋藏五郎「創立 25 周年記念に方りて」同上 2-3 頁）

特に女子に必要であると石橋藏五郎が強調した「自覚」教育は「自分らしく生きる」ということであり、共学となった現在も、自分を見つめる時間の大切さと、自分の個性や存在が自分のためだけではなく、社会のため、ほかの人々のためにもあること、そして、それは生きるための原動力となることを伝えている。この精神については短期大学の式典・行事等において学生に周知を図っている。また『学生便覧』等の中で、建学の精神について明文化されている。

2. 短期大学の使命・目的

上野学園大学短期大学部（以下、「本学」という。）の使命及び目的は、学則第 1 条において、次のように定められている。「本学は、学園の建学の精神『自覚』を教育の重要な理念とし、音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。」

各人が真の「自覚」に目覚めるときに内なる創造性・音楽性を発見することができる。その感性・個性をもって、音楽ひいてはグローバル世界と向かい合うことができる。そのため、専門領域である音楽の知識を深め、技術を磨くことは勿論のこと、広い範囲の見識を持ち、教養を深め、品位を高めることを重視する。本学はさらにそのような「自

覚」を見出す「場」である、と位置づけられている。

3. 短期大学の個性・特色

1) 歴史・伝統

昭和 27(1952)年 3 月、上野学園短期大学（現上野学園大学短期大学部）の設置が認可され、同年 4 月に音楽科が開設される。東京都下初の音楽系短大であった。昭和 29(1954)年 4 月に 1 年課程の研究科が設置され、これは昭和 30(1955)年 4 月に設置が認可された専攻科音楽専攻（1 年課程）に発展する。昭和 31(1956)年に家政科が設置され短期大学は 2 学科となるが、昭和 33(1958)年 4 月、音楽科及び専攻科音楽専攻を改組転換し、上野学園大学音楽学部が開学する。

これに伴い、短期大学は家政科のみになるが、音楽科復活を希望する声が徐々に高まり、昭和 41(1966)年に埼玉県草加市に増設することが決定される。この経緯について、学内機関誌「さくら」には次のように記載されている。

短大音楽科は昭和二十七年に既設されたものであるが、昭和三十二年発展的解消をなし、四年制大学へと昇格した。しかし高校卒業後二年間の大学生活による一応の完成は、学生にとっては望むところであり、短大音楽科復活は長年の懸案であったが、いよいよ大学入学者の増加する本年度から、これの実現をみることは、喜ばしい限りである。短大音楽科は、音楽の専門教育を授けると共に、学部よりも一層の、音楽の一般教養的な広い基礎的知識を授けることに主眼をおいたものであり、また、一般教養、外国語その他の科目も重要視して、偏らぬ、常識ある人間を育てることを強調する。これによって中学指導科にはじまる八年教育を完成する。（『さくら』74号、1966）

昭和 41(1966)年 4 月、音楽科が再設置される。昭和 43(1968)年には 1 年課程の専攻科音楽専攻が設置され、これにより卒業生はさらなる研鑽を草加校地で積むことができるようになったほか、上野校地の大学音楽学部への 3 年次編入学が可能となる。

2) 少人数の教育体制

本学は、大きな枠の中では目配りが届き難い個々の学生の感性・技術・コミュニケーション能力を見出し、それらを大切に育成する環境を整えるべく、入学定員 50 名の少人数制による教育体制を敷いている。退学者が極めて少ないという事実、きめ細かな個別指導の結果が反映されている。

短期大学での学修に円滑に定着させるための学習支援として、以下に記す入学前教育があげられる。

高等学校における部活動を積極的に評価する「吹奏楽部推薦入学試験」「合唱部推薦入学試験」による入学者は、音楽理論、ソルフェージュ、副科ピアノの学習経験が不足している者が多いため、入学までの数ヶ月に渡り、個別指導を行っている。具体的には、冬期音楽受験講習会に無料で講義を受けさせる、個別に学習上の助言を与える等の手段を講じている。

また、平成 28（2016）年 12 月に、全入学予定者を対象とした入学前教育プログラム

の運用を開始した。これは、「私と音楽」というテーマで入学前に作文を書かせるというものである。自らの音楽体験を振り返り、この先の2年間ののびしろを自分で測らせることを目的とする。作文の書き方や提出方法を入学前に体験する機会ともなる。この作文は入学後すぐに始まる「言語表現」の個人面談で、担当の学科長よりフィードバックがなされる。

短期大学での十分な学修には生活面の安定が欠かせないので、学生委員（教員2名）が学生支援課と連携して学内外の生活を見守っている。特に経済的な基盤は学修の維持・継続に重要な位置を占めることから、支援策を各種整備している。困窮する家庭の子女を対象とする「授業料減免制度」、成績優秀者を対象とする「特待生制度」、東日本大震災罹災者を対象とする「『東北地方太平洋沖地震』に係る学納金等の減免措置」、上野学園高等学校出身者を対象とする「石橋益恵奨学金（そのⅡ）」、留学生を対象とする「私費外国人留学生授業料減免制度」に加えて、平成29（2017）年度入学生より自宅外通学生を対象とする「遠隔地出身学生支援奨学金」が導入される。仕事・家事・介護等と学業との両立を可能とする「長期履修学生制度」も通常の学費を在籍期間（3年間）に渡って納付できるため、経済的支援の一助を担っている。

3) 学生個人の学習意欲に沿った支援

本学では学生一人ひとりの「音楽への想い」をじっくり聞き、学生が思い描く未来像を実現するために、対話を重視した親身な学生支援を心がけている。

各専門では、「個人レッスン」を中心としたカリキュラムが組み立てられており、「器楽合奏」や「合唱」等のアンサンブル科目、「和声法」や「ソルフェージュ」等の音楽基礎科目を配置し、西洋音楽の演奏の素地を作る重要な科目を組んでいる。また、より完成度の高い演奏を目指すために「学内演奏会」、「定期演奏会」、「卒業演奏会」等の演奏会を開催し、学生の発表の場としている。これらによって、2年間という凝縮した学びを支えている。

4) 長期履修学生制度

2年間の修業年限を3年間に設定して学ぶことができる制度である。所定の要件を満たしていれば、週3日程度の通学により、3年間で全課程を履修できる。また、修業期間中の年間学納金等は、修業年限2年の学生が卒業までに納入する総額を3年で除した額となるため、年単位での経済的な負担も軽減できる。

長期履修学生制度・応募要件は次の通りである。

- a. 社会人として活動している者（正規雇用以外のものを含む）
- b. 介護・育児等、家庭の事情を有している者
- c. その他、修業年限2年での履修が困難な者

長期履修学生は、各年次において履修できる単位の上限を30単位とする。

1年目は、『履修計画表』で履修年次Ⅰ欄（通常の学生が1年次に習得する）に単位数が掲載されている授業科目から選択する。2年目は、履修年次Ⅰ、Ⅱ欄（通常の学生が1・2年次に習得する）に単位数が掲載されている授業科目から選択する。ただし、2年間継続する授業科目の同時平行の履修はできない。3年目は、年次の指定にこだわらず自由

に選択できる。

5) 社会人教育

音楽を専門的に学びたいと希望する意欲旺盛な社会人に広く門戸を開くことを目的とした、A0 入学試験（社会人入試）を設置している。また、通常 2 年に定められた修業年限を 3 年に設定して学ぶことができる「長期履修学生制度」を併せて利用することにより、仕事や家事等とバランスを取りながら学習を進めることもできる。

6) 音楽の力を福祉や医療に活かす「音楽療法」

乳幼児から高齢者まで、心身にさまざまな病気や障害を持つ人を対象に、音楽を通じてコミュニケーションを図り、健康の回復をサポートする音楽療法は、近年、高齢化が進む中で、新しい学問、音楽実践の領域として注目されている。本学の音楽療法士養成教育課程では、ピアノ、器楽、声楽それぞれの専門実技を学びながら、「全国音楽療法士養成協議会認定音楽療法士（2 種）」の称号を取得できる。

7) 都市型キャンパス

本学は JR 上野駅から徒歩約 8 分の場所に立地する都市型のキャンパスである。徒歩圏内には文化施設の密集する上野恩賜公園があり、学生の文化的・知的教養を涵養する。

耐震や最新鋭の設備を備える 15 階建ての校舎棟は、平成 19（2007）年に竣工し、第 1 リハーサル室（オーケストラ・スタジオ）や遮音効果の高い練習室、9 万冊を擁する図書館等を備え、音楽を学ぶ学生のための環境を整えている。

本学園の講堂として平成 22（2010）年 2 月に竣工した上野学園 石橋メモリアルホールは、外部からの音や振動の影響を受けない浮床構造と優れた音響効果を特色とし、旧ホールに設置されていたクライス社製のパイプオルガンが再び設置され、旧ホールの響きがさらに改良され、学生の音楽演奏の場として活用されている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本法人の源流は、I. - 1. 「建学の精神・大学の基本理念」(1 頁) で述べたように、明治 37 (1904) 年、東京市下谷区上野桜木町 2 番地に創設された上野女学校にある。石橋藏五郎はこの創立から経営に参画した。

明治 43 (1910) 年に、財団法人上野高等女学校として認可され、大正元 (1912) 年、浅草区神吉町 46 番地 (現台東区東上野 4 丁目 24 番地) に移転する。その後の学制改革により中等教育機関は、上野学園高等学校・同中学校となり、現代に至る。高等学校は昭和 24 (1949) 年に音楽科を、中学校は昭和 31 (1956) 年に音楽指導科 (現音楽専門) を設置している (これらは共に全国初)。

本法人の最初の高等教育機関、上野学園短期大学音楽科は昭和 27 (1952) 年に開設され、昭和 33 (1958) 年に改組転換し、上野学園大学音楽学部となる。短期大学音楽科は昭和 34 (1959) 年に一旦発展的に解消され、昭和 41 (1966) 年に埼玉県草加市原町沖田 585 番地 (現埼玉県草加市原町 2 丁目 3 番地) の草加校地に、新たに開設される。

新制の「学校法人上野学園」の大学及び短期大学 (短大は上野学園短期大学の略称、ただし、昭和 60 (1985) 年に上野学園大学短期大学部に名称変更) の沿革は大略、次の通りである。

昭和 26 (1951) 年	2 月	財団法人上野学園を学校法人に組織変更 引き続き石橋藏五郎が理事長の職務に就く
昭和 27 (1952) 年	4 月	上野学園短期大学音楽科を開設 石橋益恵、学長に就任
昭和 30 (1955) 年	4 月	【短大】専攻科設置
昭和 31 (1956) 年	4 月	【短大】家政科を設置 平成 18 (2006) 年廃止
昭和 33 (1958) 年	4 月	上野学園大学音楽学部を開設、器楽学科 (ピアノ、チェロ、オルガン、ヴァイオリン、ハープ、管楽器、打楽器専門)、声楽学科、音楽教育学科を設置 石橋益恵、学長に就任
昭和 34 (1959) 年	3 月	【短大】音楽科を発展的に解消
昭和 38 (1963) 年	4 月	【大学】器楽学科にチェンバロ専門を設置 (日本初)
昭和 39 (1964) 年	4 月	石橋藏五郎理事長逝去
	6 月	石橋益恵、理事長に就任
昭和 41 (1966) 年	4 月	【大学】音楽専攻科を設置 【短大】音楽科を草加校地に再設置
昭和 42 (1967) 年	4 月	【大学】音楽学科 (音楽学、音楽教育学の 2 専攻) を設置、音楽教育学科を廃止
昭和 43 (1968) 年	4 月	【短大】専攻科音楽専攻を再設置
昭和 44 (1969) 年	4 月	【大学】器楽学科にリュート、ヴィオラ・ダ・ガンバ、リコーダーの各専門を設置 (日本初)
昭和 46 (1971) 年	4 月	【大学】器楽学科にギター専門を設置 (日本初) 【大学】音楽学部附属研究機関として古楽研究室、現代音楽研究室を設置

上野学園大学短期大学部

昭和 48 (1973) 年	4 月	上野学園日本音楽資料室を設置
昭和 49 (1974) 年	4 月	創立 70 周年記念講堂 (石橋メモリアルホール) 竣工
昭和 50 (1975) 年	4 月	【大学】音楽学部附属研究機関として楽器研究室を設置
昭和 56 (1981) 年	4 月	石橋益恵、学園長に就任 石橋裕、上野学園大学及び上野学園短期大学学長に就任
昭和 60 (1985) 年	4 月	【短大】家政科を草加校地に移転、短期大学を集約し、名称を上野学園大学短期大学部に改称 人文学科を設置
平成 4 (1992) 年	2 月	石橋益恵逝去
	3 月	石橋裕、理事長に就任
平成 7 (1995) 年	4 月	【大学】国際文化学部を設置 短大人文学科を改組、平成 22 (2010) 年に廃止
平成 12 (2000) 年	4 月	【短大】音楽科に音楽療法士養成教育課程を設置
平成 16 (2004) 年	4 月	【大学】音楽・文化学部の設置 (音楽学部と国際文化学部の統合) に伴い、器楽学科・声楽学科・音楽学科を、器楽コース・声楽コース・ミュージック・リサーチ・コースに改称 【大学】器楽コースと声楽コースに演奏家課程を設置 創立 100 周年記念式典挙行
平成 17 (2005) 年	4 月	【大学】器楽コースと声楽コースの演奏家課程を統合し、演奏家コースに組織変更 大学国際文化学科と短大音楽科・家政科を上野校地へ移転
平成 19 (2007) 年	4 月	石橋裕、学園長に就任 石橋慶晴、理事長に就任 全学 (大学・短大、中学・高校) で、男女共学化 新校舎竣工、創立 100 周年記念事業を遂行
	9 月	【大学】上野学園楽器展示室を開室し、上野学園所蔵の古楽器を一般公開
	11 月	日本音楽史研究所 (日本音楽資料室から平成 18 (2006) 年に改称) を草加校地に移転
平成 21 (2009) 年	4 月	原田禎夫、上野学園大学・同短期大学部学長代行に就任
平成 22 (2010) 年	4 月	【大学】音楽・文化学部を音楽学部へ改称
	5 月	【大学】上野学園大学日本音楽史研究所を大学附置研究所とする 新講堂 (上野学園 石橋メモリアルホール) 竣工 【大学】音楽学部附属研究機関として音楽文化研究センターを設置
平成 23 (2011) 年	4 月	石橋裕、上野学園大学名誉学長の称号を授与される 前田昭雄、上野学園大学長に就任
平成 26 (2014) 年	9 月	石橋慶晴、上野学園大学短期大学部学長に就任
	11 月	創立 110 周年記念式典挙行
平成 27 (2015) 年	4 月	船山信子、上野学園大学長に就任 【大学】ミュージック・リサーチ・コースをグローバル教養

上野学園大学短期大学部

コースに改称 グローバル教養コースに文化創造マネジメント専門を設置

【大学】日本音楽史研究所を上野校地に移転

平成 28 (2016) 年 6 月 石橋香苗、学校法人上野学園理事長に就任

平成 29 (2017) 年 4 月 皆川弘至、上野学園大学長に就任

石橋香苗、上野学園大学短期大学部学長に就任

2. 本学の現況

・ 短期大学名 上野学園大学短期大学部

・ 所在地 〒110-8642 東京都台東区東上野 4-24-12

・ 学科構成 音楽科
専攻科 音楽専攻

・ 学生数、教員数、職員数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

1) 学生数

(人)

学科	専攻	在籍学生 総数	在籍学生数	
			1 年次	2 年次
音楽科	—	70	43	27
専攻科	音楽専攻	0	0	0
総合計		70	43	27

2) 教員数

(人)

職名 学科	専任教員数				助手	兼担 教員数	兼任 (非常 勤) 教員数
	教授	准教授	講師	助教			
音楽科	4	3	2	0	0	0	63
専攻科	0	0	0	0	0	7	1
総合計	4	3	2	0	0	7	64

3) 職員数

(人)

正職員	嘱託	パート	派遣	合計
4	0	1	1	6

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

明治政府は日本国民としての意識を広める方針として、女子教育の目的のひとつに「国民的自覚」の振興を盛り込むが、幼少期を禅寺で過ごした石橋藏五郎は「自覚」を国家の枠組みにとらわれず、自らの存在に目覚めることと捉えた。石橋の説いた「自覚」とは大学の建学の精神を越えて人間存在の根源的な事由を問うものである。

本学の設置目的については、「学校法人上野学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）

【資料 1-1-1】第 3 条に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ創立者石橋藏五郎の建学の理想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と、定めている。

この理想を具現化する建学の精神、「自覚」について、本学の目的及び使命として、「上野学園大学短期大学部学則」（以下、「学則」という。）【資料 1-1-2】第 1 章第 1 条に明記され、また、毎年作成される『学生便覧』【資料 1-1-3】（平成 29(2017)年度より「学生のためのハンドブック（学生便覧）」と改称したが、以下『学生便覧』と統一する。）、『大学案内』【資料 1-1-4】においても明確に示されている。そのほか、『入学試験要項』【資料 1-1-5】、ホームページ【資料 1-1-6】において、具体的かつ明確に表示している。

「寄附行為」第 1 章第 1 条に明記されている、「本学は、『自覚』を教育の重要な理念とし、優れた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」を本学の教育基礎とし、「自覚」という建学の精神を本学の学びの中で、次世代へと引きつげる人材育成をしていることを具体的かつ明確に表示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に簡潔に明文化している。『大学案内』は平成 27（2015）年度より、本学の特色を可視化し、本学の使命・目的及び教育目的をより明確にした。ホームページも『大学案内』と連動したレイアウトとし、統一した表記により、学生にとってわかりやすい構成となっている。また、「3 つの方針（3 つのポリシー）」（以下、「3 つのポリシー」という。）は、具体的に記載されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度に新たに設置した教学マネジメント組織委員会【資料 1-1-7】が中心となり、建学の精神と使命・目的及び教育目的の実質化に向けた検証作業を実施していく。建学の精神は学内に浸透しているが、より深く考えさせる機会を設け、学外に向けても一層周知する。3 つのポリシーについては、本学の使命・目的に沿って有機性を保持していくとともに、社会の要請も取り入れて、表現方法等に工夫を重ねていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①個性・特色の明示

『大学案内』【資料 1-2-1】に掲げられている、「自ら言行を治め、自ら目覚め、自ら創造することは人として生まれたる天興の本分を完うする所以なり。そして自覚する人は自らの個性を自由に展開せんとする熾烈なる意気によってその想像力をすくすくと伸暢せしむるを得べし。」という石橋藏五郎の言葉は、本学を貫く基本理念である。その理念のもと、音楽を通じて自覚の精神を醸成し、その精神を次世代へと引きついでいくことのできる人材育成を行う、という本学の方針は、学則【資料 1-2-2】第 1 条に掲げる目的及び使命に反映させている。各専門の目的については、学則別表 1【資料 1-2-3】に具体的に明示している。

建学の精神を基本理念とした個性・特色は、学則第 1 条及び別表 1 において明確化している。この達成のため、「一般教育科目」及び「専門教育科目」をバランスよく配置したカリキュラムを構築している。

1-2-②法令への適合

本学は、学校教育法第 108 条の短期大学の目的、短期大学設置基準第 2 条の教育研究上の目的として、「寄附行為」【資料 1-2-4】第 3 条及び学則第 1 条に、それぞれ「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ石橋藏五郎の建学の理想を体し私立学校を設置することを目的とする。」「本学は、学園の建学の精神『自覚』を教育の重要な理念とし、音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。」と定めている。すなわち、短期大学設置基準第 33 条の 4「当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしい」ものとなっており、建学の精神としての整合性をなしている。

したがって、本学は関連する法令に適合している。

1-2-③変化への対応

平成 22 (2010) 年度に、短期大学第三者評価 (財団法人短期大学基準協会) を受審した際に指摘を受けた事項を重要視し、それらを中心とした改善を行ってきた。それと共に、社会情勢に応じた取り組みの必要性を認識し、平成 23 (2011) 年度よりシラバス (本学では、「講義要旨」と呼ぶ。)【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】の改善、オフィスアワーの徹底、平成 27 (2015) 年度の長期履修学生制度の導入に続き、平成 28 (2016) 年度「遠隔地出身学生支援奨学金」(給付型) の設置等を実現してきた。

使命・目的自体の変更は行わないが、教育目的の実践方法において適切に対応している。改善・向上すべき事項を的確に捉え、変化に応じた改革を恒常的に行っていく。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

短期大学を取り巻く社会情勢について、IR (Institutional Research) 推進委員会【資料 1-2-8】を中心に多角的に情報収集をし、法令との適合を図りながら個性・特色の明示内容に工夫を施していく。また、教学マネジメント組織委員会では、即時に時事に応じた対応を行い得る仕組み・体制作りを続行していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学は平成 22 (2010) 年度に教授会で学則第 1 条の調整を行い、建学の精神「自覚」を教育の重要な理念と明確に位置付けた。その後、評議員会の諮問を経て、最終的に理事会において決定し、平成 23 (2011) 年 4 月 1 日付けで施行となった。教学に係る重要事項の決定に至るプロセスに、役員、教職員が関与しており、使命・目的及び教育目的の理解と支持が得られている。

日頃より、教学の方針は学長のリーダーシップにより教職員に示され、理事会の方針は、教学法人連絡会議【資料 1-3-1】で伝えられており、役員と教職員相互のコミュニケーションが図られている。

1-3-② 学内外への周知

本学が定める使命・目的及び教育目的に関わる学内外への周知は、以下の通りである。

学生には『学生便覧』【資料 1-3-2】及び入学式での学長告辞、ガイダンスでの各説明によって周知している。教職員には毎年 4 月 20 日に行われている「全教職員の集い」、

さらに、FD (Faculty Development) /SD (Staff Development) 研究会の機会に周知している。

学外に対しては、ホームページによって周知している。ホームページは情報を一元化して的確に伝わる工夫をしている。また、系列高校での説明や、一般の高校訪問、学校説明会、進学説明会等で教職員が直接説明する機会を設け、周知に努めている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、使命・目的及び教育目的を、毎年度の事業計画に教育研究活動として反映している。

また、教学法人連絡会議【資料 1-3-1】では、法令や社会情勢等に対応して、建学の精神と使命・目的の教育課程での在り方を確認している。

使命・目的及び教育目的は3つのポリシーに反映しており、それについては、基準2「学修と教授」(15頁～)で述べている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織、教学運営組織を整備している。

1) 教育研究組織

本学音楽科は、ピアノ、器楽、声楽の3つの専門を有している。これらの専門はそれぞれ、社会の要請に呼応する形で、本学の使命・目的及び教育目的に沿って設置している。

また、本学専攻科音楽専攻も、ピアノ、器楽、声楽の3つの専門を有している。

2) 教学運営組織

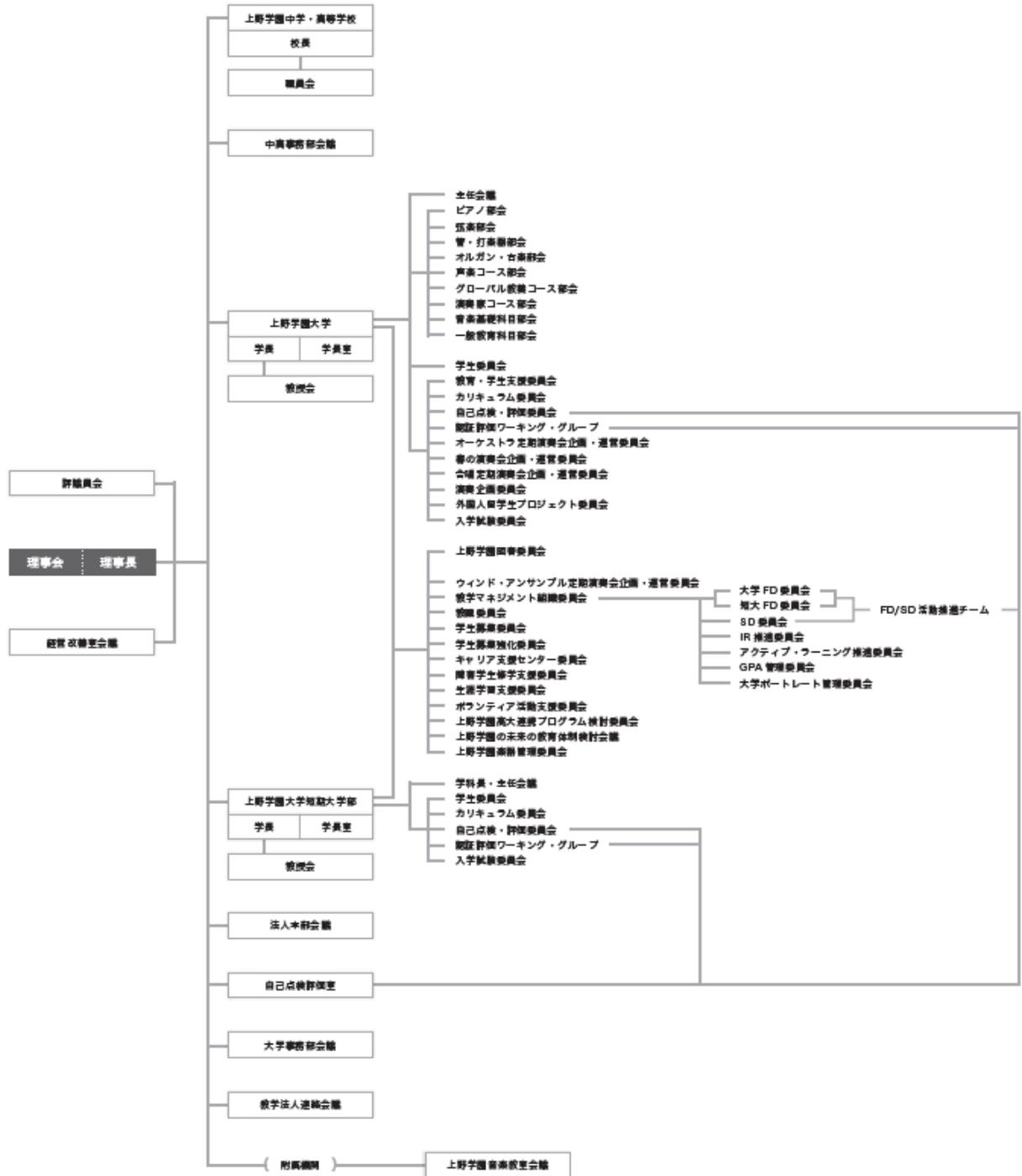
月1回、学科長・主任会議【資料 1-3-3】を開催し、教学マネジメント組織委員会が示す教学運営上の各事項を実行していく。具体的には系列大学と協働して、各専門分野に対応する教育指導に関わり、主にカリキュラムや授業内容の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等を実施している。学科長・主任会議の構成員は、学科長以下、学科長補佐、ピアノ主任、器楽主任、声楽主任、音楽基礎科目主任である。学科長及び各主任の下に専任及び非常勤教員が専門分野に応じて配属されている。

教学運営組織として、本学と系列大学に共通する課題等を審議するために、横断的に委員会が組織され、教員・職員が任に当たっている。委員会には、その職務のうち特定の分野について審議を行うため、必要に応じて作業部会を置いている。委員会及び作業部会で協議した事項について、学科長・主任会議に戻して提案または検討を依頼する等、連携を行っている。

図 1-3-2 上野学園委員会等体系図（平成 29（2017）年 4 月 10 日改編）

上野学園 委員会等体系図

学校法人上野学園
2017 年 4 月 10 日 Vol.10



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメント組織委員会は、関連する諸委員会を統括し、学生を取り巻く環境に迅速かつ適切に対応していく。本学の目的・使命及び教育目的を達成し、社会に寄与する人材を育成していく。系列大学との連携を深め、使命・目的及び教育目的を策定した中長期的な工程表を着実に実行する。

さらに、委員会の在り方については、領域が細分化される傾向にあるが、構成員が重複しているという実態を踏まえて、委員会の業務範囲を精査し、組織の合理化を図っていく。

〔基準1の自己評価〕

本学の使命・目的及び教育目的は、学則第1条、第2条、第39条、及び学則別表1において、掲げられている。学則別表1では、各専門及び専攻科に分けて教育課程の目標を明瞭に示している。これらは全て、教育基本法・学校教育法等の法令に適合している。本学の目的を反映した3つのポリシーは、短期大学設置基準第162条の2を遵守している。

本学は、学則第1条に沿った上で、教育の質向上を目指し、教育運営組織を整備している。その基幹組織である学科長・主任会議の上部に教学マネジメント組織委員会を据え、中長期的視野を以て方向性を示せるようにした。教育運営組織の構成に、本学の使命・目的を果たすための整合性が保たれている。

使命・目的及び教育目的の有効性については、各会議体で合意されており、役員・教職員の理解と支持を得ている。『大学案内』、『学生便覧』、ホームページ等を通じて、学内外の周知ができています。

本学の個性や特色は、建学の精神に基づく教育理念にほかならず、使命・目的及び教育目的に一貫している。建学の精神に沿った教育研究活動を着実に推進している。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

上野学園大学短期大学部（以下、本学という。）は、建学の精神及び使命・目的に基づき、音楽科及び専攻科の求める学生像と入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）を、〈表 2-1-1〉及び〈表 2-1-2〉の通り明確に定めている。平成 28（2016）年度に「教学マネジメント組織委員会」がアドミッション・ポリシーを大幅に見直し、平成 29（2017）年 2 月に改定を行った。

策定にあたっては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、それぞれ「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」という。）に基づき、受け入れる学生に求める学習成果を示し、入学前にどのような能力をどのようにして身に付けてきた学生を本学が求めているのかを明確にしている。さらに、入試区分別のアドミッション・ポリシーも付け加え、志願者を適切に判定し得るようにした。

アドミッション・ポリシーは、『大学案内』【資料 2-1-1】、『入学試験要項』【資料 2-1-2】ホームページ【資料 2-1-3】及び『学生便覧』【資料 2-1-4】において掲載している。本学では、オープンキャンパス、夏期・冬期音楽受験講習会、高校訪問や、併設する系列高校音楽科での説明会、また学外の進学説明会等さまざまな機会を利用して、アドミッション・ポリシーを周知している。

表 2-1-1 音楽科のアドミッション・ポリシー

上野学園大学短期大学部の教育基本概念は、建学の精神「自覚」にある。これを基盤として、以下のような学生を求めている。

- ・「自覚」の精神をもって、自らの感性と個性を大切にする人。
- ・音楽の基礎を地道にかつ真摯に学ぶことができる人。
- ・音楽を通じて社会と調和をはかることができる人。
- ・自らの能力を高めるための忍耐力と熱意を持つ人。
- ・2年間で、社会人としての基礎力をつけたいと思う人。
- ・中学校音楽科教員、音楽療法士（全国音楽療法士養成協議会）の資格取得を目指す人。
- ・音楽教室の教師を目指す等の音楽教育の裾野を広げる仕事に興味がある人。
- ・長期履修学生制度により、就業または介護・育児などと両立して学業を全うする意欲がある人。

各専門の求める学生像は以下の通りである。

ピアノ専門：バロック時代から近・現代の作曲家の作品をレパートリーにできる人。

器楽専門：ルネサンス期から近・現代に至る幅広い時代の作品に積極的に取り組むことができる人。

声楽専門：「声」という楽器を用いて、言葉（詩）と音楽の融合から生まれる「歌」を感動とともに伝えることのできる声楽教育を受けたい人。

□入学者受入れ方針は以下の通りである。

ピアノ専門：事前に準備した曲を暗譜で演奏し、基礎的テクニック、構成力、表現力、感性、意欲等を総合的に判断する。

器楽専門：入学試験では、音色、演奏技術、表現力、意欲等を総合的に審査する。

声楽専門：イタリア古典歌曲を含む外国語または日本語による基本的な声楽曲を数曲、事前に学習し暗譜して歌い、その時点での歌唱力、資質、意欲等を総合的に審査する。

□入試種別ごとの入学者受入れ方針は次の通り設定している。

[選抜入試]

本学における学修に必要な実技能力、音楽の知識を有する人物の受入れを目的としている。

専門実技、副科ピアノ（ピアノ専門は除く）、音楽理論、ソルフェージュの点数、面接（学長、学科長、各専門主任）に加え、調査書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する（特待生制度あり）。

[指定校推薦入試]

本学を専願とし、本学が指定した高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受けた人物の受入れを目的としている。

専門実技、副科ピアノ（ピアノ専門は除く）、音楽理論の点数および面接（学長、学科長、各専門主任）に加え、推薦書および調査書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する（特待生制度あり）。

[吹奏楽部推薦入試]

吹奏楽部連盟主催の吹奏楽コンクール等に出場する吹奏楽部に属している、本学を専願とする人物の受入れを目的としている。

専門実技は自由曲が課され、専門楽器のソロ曲のほか、吹奏楽コンクールで演奏したパート譜での受験も可能である。この専門実技の点数と面接（学長、学科長、各専門主任）の結果に加え、推薦書および調査書、部活動顧問発行の推薦書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[合唱部推薦入試]

合唱部に所属し、かつ学外合唱コンクールに出場したことのある、本学を専願とする人物の受入れを目的としている。

専門実技の点数および面接（学長、学科長、各専門主任）に加え、推薦書および調査書、部活動顧問発行の推薦書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[AO入試]

本学を専願とし、音楽の基礎能力を有する人物の受入れを目的としている。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。この予備診断を踏まえ、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を考慮し、最終面接（学長、学科長、各専門主任）を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[AO 入試（特待生型）]

本学を専願とし、優秀な成績を目指す人物の受入れを目的としている。
専門実技、音楽理論、ソルフェージュの点数および面接（学長、学科長、各専門主任）に調査書の評価を加え、総合的に判定する。

[AO 入試（社会人入試）]

社会人の立場から新たな学びの場を得たいという意欲のある人物の受入れを目的としている。
事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。この予備診断を踏まえ、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を考慮し、作文と最終面接（学長、学科長、各専門主任）を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[AO 入試（留学生型）]

本学において学修する意欲があり、音楽の基礎能力を有する外国人留学生の受入れを目的としている。
事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。この予備診断を踏まえ、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を考慮し、最終面接（学長、学科長、各専門主任）を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[入学資格認定（学内）]

上野学園高等学校音楽科に在籍し、本学への入学を希望する人物の受入れを目的としている。
専門実技の点数および面接（学長、学科長、各専門主任）の総合的評価により認定する（特待生制度あり）。

表 2-1-2 専攻科のアドミッション・ポリシー

□専攻科では、学科で習得した演奏技術を向上させたいという強い意志がある教養豊かな人を求めている。実践能力と音楽全般の知識を備えていることが求められる。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

1) 入学者選抜の方法

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに沿い、公正かつ妥当な方法により実施している。入学試験の運営・施行は、入学試験委員会が中心となって策定し、入試センターに指示を出している。入学試験委員会は、「入学者選考に関する規程」【資料 2-1-5】に基づき、入学試験の基本方針の立案及び調整、入学試験の出題・採点・面接委員の選考、『入学試験要項』の作成、入学試験の実施、入学試験の合否判定及びこれに伴う特待生の選考方法等を審議している。

入学試験には、9 つの区分（選抜入試、指定校推薦入試、吹奏楽部推薦入試、合唱部推薦入試、AO 入試、AO 入試[特待生型]、AO 社会人入試、AO 入試[留学生型]、入学資格認定）があり、出願資格と選考方法は、『入学試験要項』【資料 2-1-2】【資料 2-1-6】及びホームページ【資料 2-1-7】に明記している。

専攻科についても、アドミッション・ポリシーに沿って『入学試験要項』【資料 2-1-8】を作成し、受け入れを適切に行っている。

表 2-1-3 入学者選抜試験種別

入学試験区分		募集専門	出願資格概要	
選抜入学試験 ※特待生		ピアノ専門 器楽専門 声楽専門	・高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは卒業見込みの者。	
推薦入学試験	指定校 ※特待生	ピアノ専門 器楽専門 声楽専門	・高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。 ・在籍する高等学校長または中等教育学校長が推薦する者。 ・高等学校（3年1学期）もしくは中等教育学校（後期課程、3年前期）までの成績（5段階評価）の平均値が特待生型は3.2以上、一般型は3.0以上の者。	
	吹奏楽部	器楽専門の一部	・高等学校もしくは中等教育学校を卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。 ・在籍する高等学校長または中等教育学校長および部活動顧問が推薦する者。	
	合唱部	声楽専門	・高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。 ・在籍する高等学校長または中等教育学校長および部活動顧問が推薦する者。	
AO 入学試験	—	ピアノ専門 器楽専門 声楽専門	・高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。	
	特待生型 ※特待生			
	社会人			・高等学校卒業または高等専門学校3年次修了より2年を経過した者。 ・本学を専願とする者。
	留学生型			・外国において、学校教育における12年間の課程を修了した者、又はこれに準ずる者。 ・文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。 ・本学を専願とする者。
入学資格認定 ※特待生		ピアノ専門 器楽専門 声楽専門	・上野学園高等学校音楽科を卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。 ・上野学園高等学校長が推薦する者。	
専攻科入学試験		ピアノ専門 器楽専門 声楽専門	・短期大学音楽科を卒業した者もしくは卒業見込みの者。	

※「特待生」の表記がある入学試験では、特待生への選考が実施される。

以上の入学者選抜試験において、学長、学科長・各主任の面接試験を実施し、本学志望の理由、志願者の学習意欲、これまでの学習歴、高等学校等における生活等について尋ね、適正に審査している。また、全ての入学試験区分で特待生選考を実施している。

そのほかに、年度途中での転入学試験を実施し、平成 27 (2015) 年度から 3 年続けて、各 1 名を受け入れている。

2) 募集・広報活動の工夫

入学志願者の募集活動は、高校訪問、オープンキャンパス【資料 2-1-9】、入試説明会【資料 2-1-10】、体験レッスン【資料 2-1-11】、学校見学、音楽受験講習会【資料 2-1-12】、管打楽器クリニック【資料 2-1-13】、マスタークラス【資料 2-1-14】、『入学試験要項』のホームページ掲載【資料 2-1-15】、恵声会（同窓会組織）との連携、上野学園音楽教室等の様々な場で行っている。受験対策、本学教員によるレッスン、授業やキャンパスライフの体験等を通して、本学を知る機会を十分に提供している。また、オープンキャンパス及びホームページでは、本学主催の各種演奏会についても周知し、本学の学修成果を身近に触れる機会を広く伝えている。さらに、各地で開催される業者による合同進学説明会にも参加し、本学教職員による個別相談や入試ガイダンスを実施している。

平成 28 (2016) 年度は、全 7 回のオープンキャンパス、年 2 回の音楽受験講習会、在学生による学外コンサート、高校訪問、合同ガイダンスの参加、独自パンフレットの配布、専用の Facebook による情報提供等、学生確保に向けた活動を強化した。体験型イベントと個人レッスンや楽典等の授業を結びつけ、受験に向けた道筋をつけた。さらに、業者による各種進学説明会や、音楽高校の授業の一環としての「音大体験」の受入れのほか、希望する高校に教員を派遣して模擬授業の実施等を実行した。このような取り組みにより、平成 29 (2017) 年度入学者数が増加したと分析している。

3) 入学者選抜の実施体制

入学試験問題の出題起案及び採点、並びに問題用紙の印刷・保管・取り扱い要領は、「入学試験実施に関わる規程」【資料 2-1-16】に基づき、公正な方法により行っている。

入学試験の実施にあたっては、監督者及び各会場の担当者にマニュアルを予め配付し、各試験の直前に打合せを行うなど慎重を期している。採点時の点数入力、教職員によって複数回の読み合わせを行い、予め定めた役割分担に沿って各作業を丁寧に行っている。

合否判定は、教授会で厳正に行われている。合否発表については、受験者本人に書面をもって通知している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

音楽科の入学定員充足率は、次頁の〈表 2-1-4〉の通り、平成 28 (2016) 年度まで減少傾向にあったので、重大な問題として捉え、様々な対策を講じてきた。

表 2-1-4 音楽科入学定員充足率

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入学定員 (人)	50	50	50	50	50
入学者数 (人)	31	37	32	27	43
充足率 (%)	62.0	74.0	64.0	54.0	86.0

まず、入学試験における特待生制度を見直した【資料 2-1-17】。平成 28 (2016) 年度までの入学試験の特待生制度は、A0 入学試験〔特待生型〕のみに適用され、その内容は奨学金 20 万円の授与であった。平成 29 (2017) 年度入学試験からは、全入学試験区分に特待生制度を適用し特待生区分も増やした(表 2-1-5)。系列高校音楽科からの推薦による入学資格認定で選考していた奨学金 15 万円については、特待生制度に組み込むこととした。さらに、推薦入学試験もしくは A0 入学試験の合格者で、入学手続きを済ませた者は特待生制度に挑むことができるという特待生選考試験を設け(表 2-1-6)、より多くの優秀な学生の経済的負担を軽減するよう、特待生制度全般の見直しをした。

表 2-1-5 特待生制度一覧

区分	選考試験	募集人数	特典 (免除額)	免除期間
特待生 S	指定校推薦入学試験 A0 入学試験〔特待生型〕	原則 1 名以内	授業料年額の免除	1 年間
特待生 A	指定校推薦入学試験 A0 入学試験〔特待生型〕	原則 2 名以内	授業料年額の半額の免除	1 年間
特待生 B	指定校推薦入学試験 A0 入学試験〔特待生型〕	原則 3 名以内	授業料 30 万円の免除	1 年間
特待生 C	選抜入学試験 指定校推薦入学試験 A0 入学試験〔特待生型〕 優先入学資格認定 (学内) 特待生選考試験	評価の範囲内	入学金の免除	入学時

表 2-1-6 特待生選考試験

出願資格	試験科目	特待生の内容
(1) A0 入学試験 (第 1~第 3 回、特待生型、社会人第 1 回、留学生型第 1 回) 合格者で入学手続きを済ませた者 (2) 推薦入学試験 (指定校、吹奏楽部、合唱部) 合格者で入学手続きを済ませた者	専門実技 副科ピアノ (ピアノ専門以外) 音楽理論 ソルフェージュ	入学金の免除

さらに学内奨学金制度については、遠隔地出身の自宅外学生で経済的理由により学業の継続が困難な学生に対し、年額 12 万円を給付する「遠隔地出身学生支援奨学金制度」を平成 29 (2017) 年度より導入し、運用を開始している。

平成 29 (2017) 年度の入学者数が好転した理由としては、これらの特待生・奨学金制度と、平成 27 (2015) 年度に設置し平成 28 (2016) 年度に運用を開始した「長期履修学

生制度」【資料 2-1-19】の効果、学生確保に向けた取り組みの強化によるものである。

過去 5 年間の専攻科入学者はゼロである。上野校地に移る以前（草加校地時代）には毎年数名が専攻科に進学していたが、上野校地移転（平成 17（2005）年）後は系列大学に 3 年次編入する学生が増え、平成 28（2016）年度在学生の約三分の一の 14 名が編入している。

学生の受入れ数を確保するため、入試広報部、入試センターを中心に、年間を通じて対策を講じている。管打楽器の受験生獲得に向け、本学や地方で管打楽器クリニックの開催、学外への教員派遣等も増えている。

また、本学の同窓会組織である「恵声会」との連携を図りながら地方でも公開レッスン、コンサート等を開催し、学生募集に結びつけている。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

改定したアドミッション・ポリシーを、『大学案内』、『入学試験要項』、ホームページ等に明示しているが、今後も周知に注力していく。

入学試験の内容や実施方法については、改善に取り組んできたが、受験生にとってわかりやすく受験しやすい方法を取り入れるため、入学試験委員会でさらにこれらを検討していく。

定員の充足については、平成 26（2014）年度、平成 27（2015）年度、平成 28（2016）年度と減少傾向にあったが、平成 29（2017）年度の入学者は 43 名と大きく改善することができた。しかし定員充足にあと一步の状況である。さらに工夫を重ねて、入学希望者を増やす努力を継続する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

（1）2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、学則【資料 2-2-1】第 1 条に定めている教育の目的を踏まえ、平成 28（2016）年度にディプロマ・ポリシーを抜本的に改正し、それを軸として、カリキュラム・ポリシーを整備した〈表 2-2-1〉〈表 2-2-2〉。カリキュラム・ポリシーは、『学生便覧』【資料 2-2-2】及びホームページを通じて学内外に周知している。また、ナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成し、学生にわかりやすく科目を表示し、さらに「カリキュラムを知ろう」という冊子【資料 2-2-3】を配付して、学生に周知させている。

表 2-2-1 音楽科のカリキュラム・ポリシー

<p>□学則第 1 条「音楽の知識と技能を授けること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムを通して全人格的な知を追求し、教養・基礎科目、外国語科目、保健体育科目を専門教育科目と同等に重視する。 ・専門実技の個人レッスンを、週 50 分と設定している。 ・試験、演奏会、オーディション等による演奏実践を学内ホールで行い、互いに切磋琢磨し、コミュニケーションする機会を設定している。 ・上野学園大学音楽学部との単位互換等により、短期大学部の垣根を越えて音楽的交流を広げる機会が多くある。 ・1年間に取得できる単位の上限を 46 単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。 ・キャリア教育として、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」（1 年次生の必修科目）を設定している。 ・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。卒業要件に含まない「教職に関する科目」（28 単位）、「指揮法」「和楽器（長唄）」などの教職課程限定科目を配置している。 ・音楽療法士の称号取得を目指す学生のために、音楽療法士養成教育課程を設置している。通常のカリキュラムに含まれる関係科目のほかに実習・演習（5 単位）を配置している。 ・教職課程と音楽療法士養成教育課程の重複履修は認められないため、いずれかを選択するか、あるいはいずれも選択せず音楽の知識と技能の習得に専念することになる。 <p>□各専門の教育課程編成・実施の方針は以下の通りである。</p> <p>ピアノ専門：個人レッスン週 50 分、および週 15 分のアンサンブルを中心に、「ピアノ伴奏法」「ピアノ伴奏法演習」では相手の音を聴き、互いの内なる心に対する感性を養う。</p> <p>器楽専門：少人数制を活かし、第一線で活躍する教員が、基礎となる音、音階から、さらにその上のレベルに合わせたきめ細かな指導を行う。「器楽合奏」「ウインドアンサンブル」等の合奏授業を通して、積極性や協調性を育てる。</p> <p>声楽専門：個人レッスンでは発声の基礎から歌唱法を研究し、「声楽特殊演習」では楽曲の音楽知識の習得を目指す。</p>
--

表 2-2-2 専攻科のカリキュラム・ポリシー

<p>□専攻科では、より高度な技術の習得のみならず、実践能力と理論を研鑽し、教養を高めて表現の幅を広げることを目指す。「特殊研究」では、自らの専門に応じた奏法を学び、アンサンブルや指導法についても丹念に指導する。</p>
--

学則第 1 条の目的をより具体的に示すため、学則別表 1【資料 2-2-4】には、各専門の目的を、具体的な学修目標・教育内容と共に明記し、『学生便覧』を通じて学生に周知させている。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) ディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力に達するまでの具体的な教育課程を編成する方針であり、その前提のディプロマ・ポリシーとの一貫性・整合性が図られている。

各授業科目の内容とディプロマ・ポリシーとの関連性については、平成 29（2017）年

度より『講義要旨』に明記し、カリキュラム・マップに集約している。

2) カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程の編成【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】

a. 教養・基礎科目、外国語科目、保健体育科目

本学の教育課程は、学則第 10 条に定める通り、「教養・基礎科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門教育科目」並びに「教職に関する専門教育科目」で構成されている。

「教養・基礎科目」として、「文学」、「美学」、「法学」、「社会学」、「心理学」、「音響学」、「音楽心理学」、「生理学」、「医学概論」、「社会福祉」、「情報処理演習Ⅰ」、「情報処理演習Ⅱ」を設置している。これらの科目はリベラル・アーツの根底をなし、〈音楽〉を介在とした知識の醸成を目的とする。なお、「情報処理演習Ⅰ」は、教職課程のために設置された経緯があるが、就職に役立つ実務的な科目であるので、全学生を履修対象としている。2 年次用が開講される「情報処理演習Ⅱ」では、さらに高度な IT 技術の修得を目指している。

「外国語科目」として、「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「独語」、「伊語」を設置している。グローバルな英語のほか、「独語」、「伊語」は特に声楽専門生には主要な言語であると共に、音楽の共通語として重要だからである。

「保健体育科目」として、「保健体育講義」と「体育実技」を設置している。健康維持のための理論と基礎体力をつけるための実践から成っている。

b. 専門実技、音楽基礎科目、副科実技

「専門実技」（専門教育科目）については、週 50 分の個人レッスンを実施している。

音楽基礎科目は専門に関わらず重要であり、特にきめ細かく設定したカリキュラムを組む必要がある。そのため、「和声法Ⅰ」、「和声法Ⅱ」、「楽曲分析Ⅰ」、「ソルフェージュ」、「作編曲法」はもとより、音楽の基礎的な力を支える「音楽史」、「合唱Ⅰ」を、全学生の必修としている。

副科実技としてピアノ・オルガン・チェンバロ・ギター専門生以外に、1 年間の「副科ピアノ」を必修（1 年次）とし、声楽専門生以外に、1 年間の「副科声楽」を必修（2 年次）としている。これらは、音楽を学ぶ学生に欠かせない基礎的な力を養うためである。

その上で、多様な科目の選択を可能にしている。特に「副科器楽」は選択科目として 1 年間履修が可能（2 年次）であり、隔週 20 分、年間 15 回の個人レッスンを実施している。同じキャンパスにある系列大学で開講する様々な楽器の実技教員がレッスンを担当している。専門と異なる楽器の学習は、新たな視点での「専門実技」の学習を見直すきっかけとなり、より幅広い音楽的感性を養っている。教員と学生とレッスン室の複雑なスケジュール調整が可能なのは、少人数制のメリットである。

また全ての専門に対して、アンサンブル授業（「ピアノアンサンブル」、「器楽合奏」、「フルートオーケストラ」、「ウィンドアンサンブル」、「古楽合奏」、「声楽アンサンブル」）が設置されていることも特徴としてあげられる。アンサンブル授業は、演奏会本番という目標を設定し、個人演奏のみならず、チームワークを発揮して曲をまとめる作業を行うため、バランスのとれた人間教育に適したものと位置づけている。

c. 演奏実践の機会【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】

音楽短期大学という性格上、教室内だけでは実技教育は不十分であるため、通常のカリキュラムのほかに、学内外で、定期演奏会をはじめ公開演奏の機会を数多く設けている。平成 22（2010）年 5 月に改築した音響効果の高い講堂（上野学園 石橋メモリアルホール）及びエオリアンホールを積極的に活用している。

学生の主な演奏活動は〈表 2-2-3〉の通りである。

表 2-2-3 主要な演奏会・過去 5 年の状況

	公演名	開催日時	会場
1	第 26 回定期演奏会	平成 25 年 10 月 25 日（金）18:00	講堂
2	平成 25 年度卒業演奏会	平成 26 年 3 月 4 日（火）18:00	講堂
3	第 27 回定期演奏会	平成 26 年 10 月 31 日（金）18:00	講堂
4	平成 26 年度卒業演奏会	平成 27 年 2 月 27 日（金）18:00	講堂
5	第 28 回定期演奏会	平成 27 年 10 月 30 日（金）18:00	講堂
6	平成 27 年度卒業演奏会	平成 28 年 2 月 26 日（金）18:00	講堂
7	第 29 回定期演奏会	平成 28 年 10 月 28 日（金）18:00	講堂
8	平成 28 年度卒業演奏会	平成 29 年 2 月 24 日（金）18:00	講堂

d. 系列大学との単位互換【資料 2-2-9】

系列大学との単位互換の協定により、「ウィンドアンサンブルⅠ」、「同Ⅱ」、「古楽合奏Ⅰ」、「同Ⅱ」、「古楽研究（鍵盤音楽史）」、「同（古楽概説）」は大学と共通の授業であり、同等に単位が与えられる。

「ウィンドアンサンブルⅠ」及び「同Ⅱ」は、管楽器及び弦楽器（コントラバス）の専門生を対象とするが、吹奏楽の経験があり、楽器を所有し（大型楽器は除く）、担当教員の許可を得た他の専門生も履修が可能である。

「古楽合奏Ⅰ」、「同Ⅱ」、「古楽研究（鍵盤音楽史）」、「同（古楽概説）」は、オルガン、チェンバロ、ヴィオラ・ダ・ガンバ、リュート、リコーダーの各専門生を対象とする。

e. 教職課程

教職課程科目を履修し、所定の単位を取得した学生に、中学校教諭二種免許状（音楽）を与えている。

f. 音楽療法士養成教育課程

音楽療法士養成教育課程科目を履修し、所定の単位を取得した学生に、全国音楽療法士養成協議会認定音楽療法士（2種）の称号を与えている。

本学では平成 12（2000）年に、全国音楽療法士養成協議会より「音楽療法士（2種）養成所」の設置認可を受け、この課程を設置した。ここでは、ピアノ、器楽、声楽それぞれの「専門実技」を学ぶ傍らで、音楽療法士の資格を取得する仕組みが特徴である。各自の専門実技を身につけた上で、福祉の現場で活躍できる人材を育成することを目指すのである。

最近の傾向として、国立の教育系大学や 4 年制大学をすでに卒業した社会人、あるい

は福祉関係機関の職員等の社会人学生が、音楽療法を学ぶために、本学に入学している。

g. 初年次プログラム

キャリア教育の一環として、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」(1年次生の必修科目)を、〈表 2-2-4〉の通り平成 29 (2017) 年度より設置している。

表 2-2-4 初年次プログラム

回	内容
1	楽器の取り扱い方/楽器の借り方・返し方/図書館の利用方法
2	自分の時間割を作る
3	新入生歓迎演奏会を聴く
4	言語表現 (私と音楽)
5	年金講座
6	読売新人演奏会を聴く
7	キャリア体験談 (短大卒業生)
8	論文・レポートの書き方
9	ライフ・プラン①
10	キャリア・プラン
11	ライフ・プラン②
12	ステージ・マナー
13	キャリア体験談 (演奏家)
14	キャリア体験談 (教育者)
15	自校史

h. 履修の自由度

選択科目の重複を避けて時間割を組んでいるので、学生は希望する選択科目のどれでも履修が可能である。

実技レッスンのガイダンスは、学生が選択履修希望科目をある程度決定した後にレッスン時間を設定できるように、新学期のガイダンス期間の最終日に行っている。これは、次年度に授業を取り直すことが難しく、2 年間で効率的にカリキュラムを組むという条件の下で、学生に授業の選択の自由を十分に与える措置である。

3) 授業内容・方法における工夫

a. 少人数制教育の利点

本学は少人数制のため、各学生に対する十分な教育的配慮の上で、カリキュラムを編成している。例えば、専門実技レッスン週 50 分は、実技の技量向上に相応の設定である。また、実技担当教員個人ではなく、学内の実技担当教員全員が 1 人の学生の音楽的成長を見守る、という雰囲気が醸成されている。

b. 熟度別クラス編成

幅広い専門知識、高度な技能や応用能力を修得することを目指す「ソルフェージュ」

は習熟度別の3クラス、「和声法Ⅰ」、「和声法Ⅱ」は2クラス編成である。これは、各学生にとって最も適切な学修環境を確保するためである。

また、平成28(2016)年度には1クラス編成だった「情報処理演習Ⅰ」と「鍵盤和声Ⅰ」は、平成29(2017)年度よりそれぞれ2クラス編成としている。

c. プレイング・アドバイザー制度

「ウィンドアンサンブル」の授業では、現役の演奏家として、またプロのオーケストラ等で活躍する担当教員が、授業中に学生の傍に座り、一緒に演奏しながら具体的アドバイスをを行っている。

d. 外部資格試験による英語の単位認定

英語に関わる外部資格試験(英検、TOEIC、TOEFL)を受験し、相応の級/スコアを得た学生に対し、申請により外国語科目「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」の単位を認定する。

e. アクティブ・ラーニング

本学及び系列大学の全教員を対象に、「アクティブ・ラーニング実態調査」【資料2-2-10】が平成28(2016)年度に行われ、報告書【資料2-2-11】がまとめられた。これにより、担当科目においてアクティブ・ラーニングの手法が意識的に取り入れられる効果を生んでいる。

表2-2-5 平成28(2016)年度アクティブ・ラーニングを取り入れている授業科目

美学	法学	音響学	医学概論	英語Ⅰ	英語Ⅱ
伊語	体育実技	音楽史	和声法Ⅰa	和声法Ⅱa	ピアノ伴奏法
器楽合奏Ⅰb	器楽合奏Ⅱb	声楽アンサンブルⅠ	声楽アンサンブルⅡ	声楽特殊演習	鍵盤和声Ⅱ
音楽療法各論Ⅱ	ピアノ伴奏法演習A	ピアノ伴奏法演習B	教育原理	教育史	音楽科教科教育法
道徳教育指導論	特別活動	教育方法論	生徒指導論	教職実践演習	音楽療法実習(事後指導)

講義形式と思われがちな授業に、学生の理解を深める目的で、アクティブ・ラーニングの手法が用いられている。基本的な学びがあってこそ効果が現れる教授法と位置付け、前段学習をも重視した上で、アクティブ・ラーニングの活用を進めている。

また、『講義要旨』の授業計画において、平成29(2017)年度よりアクティブ・ラーニングの手法を取り入れている授業科目を明記するようにした。

f. 入学前教育

入学前教育を徹底するために、平成29(2017)年度入学者より、3月末の締め切りで「言語表現」の作文を全員に課し、入学後に学科長による個別面談が実行されている。

4) 履修登録単位数の上限の適切な設定等、単位制度の実質を保つための工夫

授業科目の単位数は、授業の種類や授業時間、教室外学修等を総合的に踏まえて定め

ている。また単位の実質を担保するため、各年次の取得単位数の上限を46単位（個人実技レッスンの単位を含む）に変更した（長期履修学生は30単位）。ただし、教職課程及び音楽療法士養成教育課程の授業科目は上限単位数の適用外とし、上限単位数は、『履修計画表』に明記している。

また、平成28（2016）年度に実施した「学生生活実態調査」【資料2-2-12】では、本学学生の授業時間外の予習・復習の状況が、以下の〈表2-2-6〉の通り、明らかになった。

表2-2-6 「学生生活実態調査」における本学学生の1日あたりの学習時間

	ボリュームゾーン
自宅での勉強時間（音楽練習は含まず）	1日平均「30分未満」が70.0%
大学での学習時間（授業は含まず）	1日平均「30分未満」が68.3%
自宅での音楽練習の時間	1日平均「1時間～2時間未満」が41.7%
大学での音楽練習の時間（レッスンは含まず）	1日平均「2時間～4時間未満」が31.7%

この結果を踏まえて、事前・事後学習時間を授業科目の単位数から算出し、平成29（2017）年度より『講義要旨』に明記している。

『講義要旨』は、全開講科目について作成し、到達目標、事前・事後学習に必要な時間や、学修内容等を載せている。各教員が作成した『講義要旨』原稿は、平成29（2017）年度より、教学マネジメント組織委員会【資料2-2-13】による点検・修正等が行われている。

（3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

アクティブ・ラーニングを取り入れた授業が多く開講されているが、より多くの授業で学修効果を生み出すために、さらなる推進が必要である。アクティブ・ラーニングに関する本学の基本方針が明文化されている【資料2-2-14】ので、教育の質の向上へとつなげていく。その他に、短期大学の独自性を打ち出すキャリア関連授業科目の増設を検討していく。

また、FD（Faculty Development）委員会では、実技と一般授業の学修を両立させる事前・事後学習を推進し、単位の実質化を促進していく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 新学年度ガイダンスにおける学修支援

教員と職員が協働で、ガイダンスを運営している【資料 2-3-1】。「履修ガイダンス」では、教務課職員が『講義要旨』及び『履修計画表』を用いて、計画的な履修計画、履修上の留意点、試験、成績、履修登録の方法等について詳細に説明を行うほか、個別履修相談を実施している。また、教職課程及び音楽療法士養成教育課程の履修ガイダンスや、教育実習を控えた 2 年次生を対象とする「教育実習生のための学長講話」も実施される。

新入生向けのガイダンスには、「図書館利用案内」、「楽器の取り扱い方・楽器の借り方返し方」、「学友会主催新入生歓迎演奏会」等、短期大学での学修に必要な事項を盛り込んできたが、平成 29 (2017) 年度からは、「初年次プログラム」という正規授業科目として実施している。

各授業におけるガイダンスとして、「基礎和声」(補習科目)の受講免除の判断及び「和声法Ⅰ」のクラス分けのための楽典テスト、「ソルフェージュ」のクラス分けを行う聴音テスト、「体育実技」ガイダンス、「専門実技」レッスン・ガイダンスを行い、円滑に授業へ導いている。

2) 障害学生のための修学支援

障害学生修学支援委員会【資料 2-3-2】では、障害を持つ学生の修学環境の整備等を検討している。支援が必要と認定された学生について、学科長が授業科目担当教員に「授業配慮願」により、当該学生が求める支援内容を説明している。特に教材関係については事前配付を心がけ、障害あるいは加齢により視力が低い学生に対しては、「拡大コピー」で対応している。また、学生支援課で担当職員を決めて、授業及び試験の対応、休講・補講等の情報提供、練習室予約等について、個別に対応している。

3) 修学及び授業支援に関する学生の意見を汲み上げる仕組み

修学に関する学生の意見を聴取する手段として、以下のものがある。

a. オフィスアワー制度

学生が学修上の相談ができるように、専任、非常勤を問わず、全教員にオフィスアワーの設定を要請し、『講義要旨』【資料 2-3-3】に記載している。

b. TA等の活用

本学に TA (Teaching Assistant) はいないが、「ウィンドアンサンブル」等の、系列大学との単位互換科目では、大学3、4年次生と一緒に演奏を行い、技術的な助言等を受けている。このことにより、学修上に大きな効果がもたらされている。

c. 「学生による授業評価」アンケートの自由記述欄

無記名式の「学生による授業評価」アンケートの自由記述欄には、学生が普段、口にしづらいことが記載されていると捉え、授業改善のヒントにしている。基準 2-6「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」で後述する。

4) 退学・停学・留年等に対する対応・対策

近年の本学の退学者数、停学者数及び原級留置者(留年者)数は、〈表 2-3-1〉〈表 2-3-2〉〈表 2-3-3〉の通りである。なお、休学者数はゼロである。

表 2-3-1 退学者数の推移・過去5年の状況

学科等	理由	年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
音楽科	学業不振		1	0	0	0	0
	学校生活不適應		0	0	0	0	0
	就職		0	0	0	3	0
	転学		0	0	0	0	0
	海外留学		0	0	0	0	0
	病気・けが・死亡		0	1	0	0	0
	経済的理由		1	1	1	0	0
	その他		2	1	0	1	0
	合計		4	3	1	4	0
専攻科	学業不振		0	0	0	0	0
	学校生活不適應		0	0	0	0	0
	就職		0	0	0	0	0
	転学		0	0	0	0	0
	海外留学		0	0	0	0	0
	病気・けが・死亡		0	0	0	0	0
	経済的理由		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0

表 2-3-2 停学者数の推移・過去5年の状況

学科等	年度 学年	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
音楽科	1年次	0	0	0	0	0
	2年次	0	1	0	0	0
	合計(人)	0	0	0	0	0
専攻科		0	0	0	0	0

表 2-3-3 原級留置者数の推移・過去5年の状況

学科等	年度 学年	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
音楽科	1年次	0	0	0	0	0
	2年次	0	0	0	2	0
	合計(人)	0	0	0	2	0
専攻科		0	0	0	0	0

a. 出席状況調査の実施

出席不足による退学・留年を防ぐために、出席状況の調査【資料 2-3-4】を行い、各授業回数の三分の一が経過する前に警告を発している。退学や留年の恐れがある学生の状況は学生委員に報告され、必要に応じて、学生委員が教務課または学生支援課職員の同席のもとで個別面談を行い、適切している。

b. 学生委員の指導

出席不足の学生について、学生委員と教務課または学生支援課職員が早期に対応策を検討し、日々情報を共有している。深刻な事態に陥る前に、保証人(学生の父母)に書面で状況を報告、または直接の電話連絡を行っている。その状況は学生委員会【資料 2-3-5】で報告され、早期の手立てを講じている。

学生の本分に悖る行為に及んだ者については、学生委員が厳しく指導し、事の重大性を鑑みて懲戒手続きに進める場合もある。

c. 学習進度別のクラス編成

授業に能力的についていけずに退学・留年となることを避けるために、必修科目の「和声法Ⅰ」及び「和声法Ⅱ」は2クラス、「ソルフェージュ」は3クラスに分け、進度に応じたクラスで履修できるよう配慮している。

d. 補習授業の設定

楽典等の基礎的な音楽の知識が不十分な新入生の場合、音楽基礎科目を始めとする音楽の知識を要する授業についていけずに単位取得に至らず、ひいては退学や留年につながる恐れがある。そのため、新学年度ガイダンスに楽典テストを実施し、楽典の知識が不十分であると判断された学生に対して、前期に楽典、後期に鍵盤和声の内容とする補習授業「基礎和声」を設置している。また、「基礎ソルフェージュ」、「基礎鍵盤和声」及び「基礎副科ピアノ」という補習科目も、必要に応じて開講される。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

修学に関する意見を学生から汲み上げる仕組みとして、オフィスアワー制度があり、全学的に実施している。今後は、各教員がオフィスアワーの実態を報告するという体制を構築し、修学に関する意見の汲み上げを推進していく。

教員と職員が協働して学生の学びを支える体制ができているが、授業欠席という事象から問題が発覚化しがちであるので、その原因をいち早く探り、学修及び授業支援の体制に取り入れていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

＜2-4 の視点＞

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位の認定、学修結果の評価

単位は、授業科目を履修し、試験に合格した後に認定される。学則【資料 2-4-1】第 17 条により、評価 A、B、C を合格、D、E を不合格としている。さらに、学内措置として、A を A、A+ に、B を B、B+、B- に分けて表示している。ただし、外部に発行する成績証明書には+-を付けていない。

表 2-4-1 成績評価基準（クラス授業）

合否	評価段階	点数	基準
合格	A+	90～100 点	学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められ、試験等において特に優れた成績を収めた。受講態度も非常に高く評価できる。
	A	80～89 点	学習目標の内容を理解し、修得したものと認められ、試験等において優れた成績を収めた。受講態度も非常に高く評価できる。
	B+	75～79 点	学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められ、試験等において妥当な成績を収めた。受講態度も高く評価できる。
	B	65～74 点	学習目標の根幹的な部分は理解し、概ね修得したものと認められ、試験等において妥当な成績を収めた。受講態度にとくに問題がない。
	B-	60～64 点	学習目標を最低限理解し、試験等において一応その科目の要求を満たす成績を収めた。受講態度にとくに問題がない。
	C	50～59 点	学習目標の最低限の理解は得られ、試験等において合格と認められる成績を収めた。受講態度に問題があることがある。
不合格	D	30～49 点	学習目標の最低限の理解が得られていない、学習成果が認められない。受講態度に問題がある。
	E	0～29 点	学習目標の最低限の理解が得られていない、学習成果が全く認められない。受講態度に問題がある。

表 2-4-2 成績評価基準（実技レッスン）

	ABC 評価法	100 点法
合格	A+	90～100 点
	A	80～89 点
	B+	75～79 点
	B	65～74 点
	B-	60～64 点
	C	50～59 点
不合格	D	30～49 点
	E	0～29 点

本学では、入学前に他の大学や短期大学で履修した授業科目の単位、在学中に本学の許可を得て他大学で履修する授業科目の単位を認定している。これらは学則【資料 2-4-1】第 12 条に明示している。また、外部資格試験による「英語」の単位認定は、当該試験の級／スコアと本学の評価の換算表【資料 2-4-2】を定め、『学生便覧』に明示している。

2) 進級と原級留置

進級については、1 年以上の休学以外は原級留置を行わず、在学中は取得単位数に関係なく進級できる。ただし、年次積み上げ方式の授業科目においては、順序通りに一つずつ履修しなければならない。

3) 卒業・修了の認定

ディプロマ・ポリシーは〈表 2-4-3〉及び〈表 2-4-4〉の通りであり、『大学案内』、『学生便覧』、ホームページに明示している。

学位の授与については、学位規程【資料 2-4-3】に定めている。

表 2-4-3 音楽科のディプロマ・ポリシー

<p>□以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none">・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。 <p>□各専門の学位授与の方針は以下の通りである。</p> <p>ピアノ専門：磨き上げた技術と豊かな人間性が表れる演奏ができていること。</p> <p>器楽専門：専門楽器の演奏者として、専門技術を会得し、探求心に溢れた演奏ができていること。</p> <p>声楽専門：「歌」についての技術と知識の習得に努めた演奏ができていること。</p>
--

表 2-4-4 専攻科のディプロマ・ポリシー

<p>□専攻科では、以下の要件を満たし、所定の 30 単位（ピアノ専門・声楽専門）／32 単位（器楽専門）を取得した学生に修了証書を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none">・学科で培った知識を一層深め、幅広い教養を身につけていること。・学科で磨いた技術を一層深め、楽曲をより深く解釈した演奏ができていること。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定及び卒業認定・修了認定は、学則に沿って厳正に行っている。卒業・修了判定は、教授会の議を経て、学長が決定する。この点は今後も変わらないが、評価の算出に公平性や透明性を持たせるため、GPA（Grade Point Average）を導入し、修学指導への活用を検討していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) キャリア支援センターについて

平成 22（2010）年度の発足以来、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格を持つ 2 名のキャリア・カウンセラーを配置し、専門的な立場から音大生の多様な進路に対応した進路指導を実施している。

毎年、新年度ガイダンスの一環として、1 年次生を対象に、キャリア支援センターの活用方法を説明する機会を設け、その後、進路アンケートを取る。これにより、約 90% の次年度卒業生の就職動向を把握することができる。そうしたデータを収集した後、5～7 月にかけて、1 年次生に対し、1 人 30 分の進路面談を実施、進路に関する助言や、希望進路に対応したガイダンスへの参加を促している。

2) ガイダンス等とその効果について

平成 21（2009）年度は約 20 種類だったガイダンスも、平成 28（2016）年度には、約 40 種類に増やし、多様な進路に対応できるようにした【資料 2-5-1】。特に教員希望者に対するガイダンスについて、それまでの座学中心から、平成 28（2016）年度にロールプレイングや実習中心にしたことで、実際の現場に近い状況を作り、実践力を高めている【資料 2-5-2】。

本学は、演奏会などの行事が多く、ガイダンス参加の意思はあっても、授業終了後に参加できない学生もいることから、平成 28（2016）年度にガイダンス実施を土曜日 10:30～14:30（2 講座、1 時間の休憩を挟む）に変更、学生の負担を軽減し、学業との両立が図れるよう配慮した。

ガイダンスの一例を挙げると、「応募書類ガイダンス」で履歴書の作成方法を学び、その後、「応募書類実践」で実際に履歴書を作成させ、「応募添削書類」で完成に導く、といったものを実施している。このようなガイダンスは一般企業への就職希望者だけでなく、音楽教室講師や教員希望者にも有用なプログラムである。基本的にガイダンスは系列大学 3 年次生と同じものだが、「就職における自己評価」というガイダンスに関しては、約半年前まで高校生だったことを考慮し、内定を獲得した 2 年次生から話を聞いたり、先輩に自由に質問できたりする場を作り、卒業後の進路について考えやすく、取り組みやすいプログラムとした。また、このようなガイダンスは一般企業への就職希望者のみならず、音楽教室講師希望者、教員希望者にも共通のプログラムとなっている。これらを実現するためにキャリア支援センターでは常に様々な企業・音楽教室・各都道府県の

教員採用試験の情報を収集している。

平成 20 (2008) 年代半ばまでは、本学学生は音楽関係の仕事に対してこだわりが強く、進路選択の視野を広げられない学生も多くいた。しかし、個別の進路面談や「キャリアガイダンス」、「内定者座談会」での先輩方たちからの体験談等を通して、就職の現実を知ることによって一般企業への就職希望者が増加している。本学の特色である少人数制を活かし、ガイダンス以外の就職指導は全て個別に行い、学生の希望に対応したきめ細かな指導に徹している。

音楽教室講師向けのガイダンス（講座）としては、平成 19 (2007) 年度より、ヤマハ音楽教室講師希望者及びヤマハグレード資格取得希望者を対象としたヤマハ音楽能力検定対策講座を実施している。比較的首都圏以外の地域でも講師採用数が多いカワイ音楽教室にも着目し、平成 24 (2012) 年度よりカワイピアノ演奏グレード対策講座も実施しており、講座後に試験を受けてグレード資格を取得した受講生の中から、カワイ音楽教室内定者が毎年複数出るようになった。

表 2-5-1 カワイピアノ演奏グレード対策講座（全学年対象）・過去 5 年の状況

実施年度	対策講座受講者 (人)	カワイ音楽教室 内定者 (人)	対策講座受講者の内、 音楽教室講師に就いた者(人)・割合 (%)	
平成 24 年度	2	2	2	100
平成 25 年度	4	2	2	50
平成 26 年度	7	2	3	42.8
平成 27 年度	8	2	3	37.5
平成 28 年度	0	0	0	0

カワイグレードは 16 級から 2 級まで設定されており、特に 6 級から 2 級が音楽教育者をを目指す者を対象としている。その中で本学では 6 級、5 級の対策講座を開催している。当グレードを取得することでカワイ音楽教室講師選考試験の一部科目が免除される。また、グレード級を上げることで稼働後の指導の幅が広がるだけでなく、報酬の歩合も高まるシステムとなっている。グレード級を保持していなくても実力次第で講師選考試験に合格することはできるが、このような背景があるため在学中にグレード級を取得するよう学生に指導している。

このような取組みが奏功し、卒業年次全体の就職率及び就職希望者に対する実績が向上している。一般的に就職率は就職希望者に対する内定率を指すが、本学では卒業生全体に対する内定率をも重要視している【資料 2-5-3】。

表 2-5-2 就職率・過去 5 年の状況

卒業年度（卒業年月）	就職希望者に対する内定率 (%)	卒業生全体に対する内定率 (%)
平成 24 年度 (H25.03 卒)	88.9	34.0
平成 25 年度 (H26.03 卒)	71.4	34.9
平成 26 年度 (H27.03 卒)	93.8	55.6
平成 27 年度 (H28.03 卒)	94.4	45.9
平成 28 年度 (H29.03 卒)	90.6	53.9

3) インターンシップについて

現在、株式会社ヒューマンテックでの音楽療法インターンシップ（平成 22 (2010) 年

度～)と、株式会社日本デイケアセンターでの学童保育インターンシップ(平成 27(2015)年度～)の2つが、本学独自のインターンシップ・プログラムである。

表 2-5-3 音楽療法インターンシップ [株式会社ヒューマンテック]・過去5年の状況

実施年度	インターンシップ参加者(人)	インターンシップ先への就職内定者(人)	インターンシップ参加者の内、介護・福祉系の仕事に就いた者(人)・割合(%)	
平成 24 年度	2	0	0	0
平成 25 年度	2	0	2	100
平成 26 年度	3	0	1	33
平成 27 年度	1	0	1	100
平成 28 年度	0	0	0	0

表 2-5-4 学童保育インターンシップ [株式会社日本デイケアセンター]・過去2年の状況

実施年度	インターンシップ参加者(人)	インターンシップ先への就職内定者(人)	インターンシップ参加者の内、教育系の仕事に就いた者(人)・割合(%)	
平成 27 年度	1	0	1	100
平成 28 年度	0	0	0	0

株式会社ヒューマンテックは音楽療法を積極的に取り入れた高齢者施設を運営する企業で、平成 21(2009)年度に本学卒業生が初めて採用された際にインターンシップを締結した。毎年内定者を輩出し、友好的関係を築いて現在に至る。

株式会社日本デイケアセンターは関東を中心に保育園や児童施設等を運営する企業で、平成 22(2010)年度に本学卒業生が入社して以来繋がりがあがる。教員希望の学生が広い視野を持てるようインターンシップの打診をし、全学年を対象とした本学独自のインターンシップ・プログラムを実現。今後もプログラムを見直しながら、より良いプログラムを実施していく。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

1・2 年次生を対象とする充実したガイダンスプログラム及びインターンシップを立案、実施することにより、低学年次生へのキャリア教育のてこ入れをする。

また、広く企業等に対して本学卒業生の進路追跡調査を実施することが大事な課題である。これにより、本学卒業生の社会的評価を具体的に把握し、在学生への指導に反映していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 「学生による授業評価」アンケートによる点検

各授業科目における教育目標の達成状況を把握するため、「学生による授業評価」アンケートを実施している【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】。アンケートの実施に当たり、まず、毎年度 5 月頃、学長・学科長・経営企画室（平成 29（2017）年度より学長室）・大学事務部長が準備会議を開き、統計業者より前年度の集計結果の報告を受ける。その後、FD委員会にて、設問文及び回収方法の確認を行う。アンケートを実施する時期、方法を学生掲示板及び教員掲示板で周知し、実施している。

授業及び実技レッスン担当教員は、授業あるいはレッスンの最終日またはその 1 回前の授業、レッスン終了時に、学生がアンケートに記入する時間を設ける。授業では、1 名の学生が回収係となり、記入が終わったアンケート用紙を回収、封筒に入れ、厳封の上、専用ポストに提出している。個人実技科目では、レッスン終了後に、アンケート用紙を担当教員が渡し、その後、当該学生が自分で専用ポストに提出している（厳封しなくても秘密は守られる）。

アンケート結果のうち、選択肢による回答は、4 段階の分布状況を①全体②学年別③コース／専門別で集計後、FD 委員会で発表され【資料 2-6-3】、全教員に配付される【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】。授業科目別集計結果及び自由記述欄のコメントは、学長・学科長が閲覧した後、当該授業科目担当教員にのみ知らされる。全体の集計結果と各授業個別結果を踏まえて、全教員に「授業改善計画書」の提出（任意）を依頼した。「授業改善計画書」には、授業の成果、授業の課題、授業改善のための取り組みが記載される。

平成 28（2016）年度授業評価アンケートの集計結果及び「授業改善計画書」は、図書館を含む学内の指定箇所に置き、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしている。

2) 教職課程における達成度の点検

「教職課程履修カルテ」により履修状況を把握し、教職課程の有機的運営を検討する教職委員会【資料 2-6-11】では、学生の教職に対する意義、教員に求められる資質、音楽教育に関わる多様な能力をどのように育てていくかという点を協議し、学生対応に反映している。

入学時の教職ガイダンスでは「教職課程履修ガイド」【資料 2-6-12】を新生に配付し、教職委員会委員の教員が教職課程を履修することの意味を説明する。卒業要件に加えて教職関係科目を履修するため学習時間が増すこと、その中で実技練習時間とのバラ

ンスを取らなければならないこと、3週間の教育実習とは別に特別支援学校及び社会福祉施設での実習に準備時間を費やすこと等、「教員になる」という強い志が必要である旨を説明し、学生にその心構えを確認している。

教育職員免許状を取得する学生は、過去3年間で全体の25%以上を占めている。

表 2-6-1 教育職員免許状取得者数・過去3年の状況

卒業年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
取得者数 (人)	10	13	8
卒業者数 (人)	27	37	32
取得者が占める割合 (%)	37	35	25

教育職員免許状取得を目指し実際に達成できた学生の割合は、平成 28(2016)年度卒業生の実績では、入学時に教職課程の履修登録をした学生の 50%であった。

表 2-6-2 平成 28 (2016) 年度卒業生における教職課程履修者人数の推移 (履修取消に至る理由)

平成 27 年度入学	達成者	人数の推移	履修取消の主な理由
入学時登録者数 (人)	16	退学-1 履修取消-6	進路変更 (一般就職)、学業不振 (単位不足)
2 年次進級時登録者数 (人)	9		
達成率 (%)	56		
卒業時免許状取得者数 (人)	8	免許状取得ならず-1	本人の不手際による未履修科目あり
達成率 (%)	50		

50%の学生が免許状を取得できなかった理由につき、教職委員会が「教職に関する科目」の出席不足であると突きとめた。その対策として同委員会委員が、問題が現れ始めた時点で該当学生と面接して問題点を指摘し、それでも改善が見られない場合、協議の上、該当学生が教育実習を受ける条件を満たしていないと判定する。その上で、その後の授業内容の改善に役立てている。このように教育成果の点検を適宜行っている。

3) 進路調査における達成度の点検

就職及び進学の実績の調査は、教育目的の達成状況を確認する指標でもある。この調査はキャリア支援センターが行い、卒業生の最終進路結果【資料 2-6-13】を『大学案内』やホームページで公表している。進路調査は、アンケートのほか、キャリア・カウンセラーの学生へのヒアリングの方法をとっている。

キャリア支援センターでは、就職先の採用担当者との対話を通して、本学学生に対する評価及び企業が求める能力を読み取り、学生との面談においてマッチングしている。保育系と音楽系のどちらにするか迷った末に本学へ進学してきた学生が少なからずいるので、幼稚園への就職という点で実績を積んでいる。

2 年間の教育内容に対する満足度や達成度を自身で測らせる試みとして、平成 28 (2016) 年度「卒業時アンケート」(卒業式当日に控室で配付・回収)を実施した【資料 2-6-14】。教学マネジメント組織委員会の作業部会であった IR 推進チーム (後に委員会

となる。)が主軸となり、設問の作成、実施運営、回答の集計、分析、報告を行った。設問に進路関係を含むため、キャリア支援センターの協力のもと、入学時と卒業時を対比させて結論を導くようにした。

アンケートは5択方式と自由記述方式により、満足度を問う設問（教育内容や教育環境、教育施設）、進路を問う設問（入学時と実際との差違、キャリア支援センターの利用度）、達成度を問う設問（身に付いた能力）、感想（学生生活）で構成される。アンケート結果につき、IR推進委員会委員である教員が年度末に報告書を作成し、教員及びキャリア支援センター等の部署に配付する。このように入学時から卒業時までを総合的に分析した結果を反映する仕組みが整えられている。

このほかには、3年次編入学による学業継続という進路があり、キャリア支援センター以外にも、個人実技担当教員がそのニーズを把握し、編入学試験課題へつなげていく。編入学後は、系列大学と合同の学生委員会での報告により、大学へ難なく定着しているかどうか、学生委員が適宜確認を行っている。

4) 学生生活実態調査による学生の修学意識の点検

「学生生活実態調査」【資料 2-6-15】の修学に関する設問（自宅での勉強・音楽練習の時間／大学での学習・音楽練習の時間）は、教育目的の達成につながるヒントを探ることを念頭に置いている。

表 2-6-3 平成 28 (2016) 年度一日平均の学習時間

	人数 (人)・割合 (%)							
	30 分未満		30 分～ 1 時間未満		1 時間～ 2 時間未満		2 時間以上	
自宅での勉強時間	42	70.0	13	21.7	3	5.0	2	3.3
大学での学習時間	41	68.3	13	21.7	2	3.3	4	6.7

表 2-6-4 平成 28 (2016) 年度一日平均の音楽練習時間

	人数 (人)・割合 (%)									
	1 時間未満		1 時間～ 2 時間未満		2 時間～ 4 時間未満		4 時間～ 6 時間未満		6 時間以上	
自宅での音楽練習時間	23	38.3	25	41.7	8	13.3	1	1.7	2	3.3
大学での音楽練習時間	14	23.3	16	26.7	19	31.7	5	8.3	5	8.3

学内外での勉強時間の集計を、学業意欲の尺度とし、授業時間外での学びを把握する仕組みを整えた。平成 29 (2017) 年度『講義要旨』に、初めて、事前・事後学習の時間を明示したところだが、学生に学修意欲を持たせる授業づくりこそが単位の実質化へつながる。音楽練習時間については、専門によるため一概には言えない。長時間練習が逆効果になることもあり得るため、善し悪しが決められないと分析している。

5) 修学状況の把握と改良への取り組み

学生の修学状況については、年 2 回の出欠調査や教員からの情報、直接窓口にご相談に

来る学生等を通じ、教務課が管理している。

基準 2-3-① (29 頁)「退学・停学・留年に対する対応・対策」で述べたように、出欠を含め、単位取得状況に問題がある学生については、学科長及び学生委員との情報共有により、学生の様子や状態を理解した上で、当該学生に面談や指導を行っている。また、音楽短期大学の特性として、クラス授業には出席しないが、実技レッスンだけは出席する、という学生も少なくない。それは、個人指導により形成される担当教員と学生の信頼関係の中で起こるものである。そのことから、場合によっては、実技レッスンの担当教員が当該学生に連絡を入れ、担当教員が現状把握をした上で、各主任や学生委員と共に問題解決に当たっている。

学生が、実技担当教員のみ相談や悩み、問題を打ち明けた場合に、その深刻度により、実技担当教員が学長、学科長と情報共有し、問題解決に当たることもある。

また、学生委員、実技担当教員、教務課または学生支援課等の連絡に応じない、あるいは複数回の面談を経ても、欠席が続き、卒業要件を満たさない恐れがある学生については、本人の注意を喚起する文書を正保証人（学生の父母）に送付し、家族の協力を要請した上で、共に問題解決を図っている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「学生による授業評価」アンケートについては、「授業改善計画書」を学内公表している。

就職及び進学の調査の結果や就職先企業のコメントを受けて、キャリア支援の内容・方法を見直している。

教職課程においては、教職委員会が免許状取得というゴールに到達できなかった学生の状況を知り、一定の教育水準を維持しながら、授業内容の工夫を検討している。

「学生生活実態調査」及び「卒業時アンケート」から得られる教育的な改善のヒントは、各主任を通して非常勤講師を含め全教員に周知し、教育内容への反映を試みている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生による授業評価」アンケート、「学生生活実態調査」、「卒業時アンケート」集計結果を分析し報告書としてまとめ、改善策の提示・実行、さらにはその反映結果をみてフィードバック完了と考え、取り組んでいく。これらのアンケートの自由記述欄をどのように公開していくかを今後の検討課題とし、共通する学生の満足度向上をキーワードに、FD 委員会をより活性化し、委員長である学長のリーダーシップのもと、今後 SD (Staff Development) 委員会と共に、研究会の開催や勉強会を通じて多角的な議論を交わし、学生に資するシステム作りをしていく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生の厚生補導のための組織

学生の厚生補導を担当する学生委員会は、学長を委員長とし、教員 2 名、学生支援課長（書記）で構成している【資料 2-7-1】。学生委員会では、学生の動向の把握を中心とし、そこから派生する様々な問題を確認している【資料 2-7-2】。

学生委員会は、系列大学と合同開催となることが多く、その場合は大学学長が委員長を務め、短大学長及び短大教員 2 名（内 1 名は寮担当学生委員を兼任）が加わり、学生生活全般の支援に関する事項を取り扱っている。

2) 学生生活の利便性に向けた支援

a. 食堂及び飲食可能な場所

3 階にある全法人系列校（中学・高校・短大・大学）共用の食堂は、中学・高校と短大・大学とで、昼食休憩時間をずらし、混雑緩和に配慮している。それでも、短大・大学では各学生の時間割によって空き時間が生じ、その時間に、飲食以外の目的で食堂を利用する学生も多い。

そこで、以前、学生の憩いの場として利用されていた最上階の 1507 講義室を、授業で利用している時間帯を除き、休憩室として開放し、学生がゆっくり過ごせる場所を少しでも提供するようにした。そのほか、12 階と 14 階南側の東京スカイツリーが眺められる回廊に、学生ラウンジを設置し、飲食・休憩ができるようにした。それらの階には、おにぎり、サンドイッチ、デザート等の軽食を提供する自動販売機や、学生の要望を反映した多様な飲料の自動販売機を設置し、弁当持参の学生や、夜まで練習室で練習をしている学生、図書館で勉強している学生等に好評を得ている。

b. 学生寮

遠方出身女子学生のための「上野学園 上野寮」（全 13 室）及び「上野学園 田端寮」（全 14 室）に加え、平成 25（2013）年度に男女混合寮「上野学園 上野寮別館」（全 4 室）を開設し、女子学生寮を学生寮に改めた【資料 2-7-3】。交通便利な場所に位置し、室料は 1 人部屋で 8 万円、2 人部屋で 12 万円（相部屋利用は半額）である。セキュリティ機能を備えた自炊式の完全独立の居室に家具（使用料 1,000 円／月）とグランド・ピアノ（使用料 1,500 円／月）を備え付けている。入寮希望は、1 人部屋にこだわりがなければ、ほぼ全員受け入れが可能である。入寮選考は、定期（入学手続き完了時）及び臨時（空室公募による中途）とで行い、実技試験の評価を基準に、他の学業内容、家庭

状況等の情報や、寮内のバランスを加味して、寮担当学生委員が部屋割りを確認する。

寮生には「上野学園学生寮利用心得」【資料 2-7-4】が配付され、それに則した生活が求められる。居室内を清潔に保つことは寮生の義務であり、定期的に学生支援課職員が室内点検を行い衛生的な居住環境であることを確認するとともに、生活リズムを崩していると考えられる場合には、学生委員による指導を行う。重大な規則違反の際には、保証人との面接を経て退寮勧告を行い、風紀の維持管理に当たっている。

賄い付きでないこともあり、同寮の学生同士で触れ合う機会が少ないため、年一回 7 月に寮担当学生委員が主催する懇親会では、決まり事の確認のほか、生活の知恵を出し合ったり、規則正しい生活リズムを促したりしている。学生の要望も聞いている。

c. アパート等物件

アパート等物件の紹介を希望する入学前の学生には、学生支援課が対応している。楽器設置が可能なマンションタイプの物件を扱う近隣業者から情報を取り寄せており、学生寮室料を基準に 8 万円台の物件を紹介している。入学後に住み替えを希望する在学生のために、物件ファイルを用意している。

d. 練習室

本学は、系列大学と共用の練習室を 25 部屋備えている【資料 2-7-5】。平成 27 (2015) 年 5 月よりスマートフォンや PC を使って予約できる「練習室予約専用サイト」を設置し、これまでの練習室使用表への書き込みによる予約方法を効率化した。1 人の学生の予約時間は、1 日最大 5 時間まで、平日 10:00 から 17:00 までの予約は 2 時間までとし、なるべく多くの学生が公平に利用できるようにしている。学生支援課では、毎月、予約ルールが守られているかどうか確認をし、ルールに違反した学生がいた場合には、違反の度合いに応じて、説明・注意・使用停止のペナルティを課している【資料 2-7-6】。

練習室のほか、講義終了後の講義室を練習室として貸し出している。講義室の多くは楽器別大部屋練習室として、平日 18:30 から 21:00 まで当該楽器なら予約なしで使用できる。割り当て楽器は楽器別人数の比率により、①弦楽器、②フルート、③サクソフォン、④その他木管楽器、⑤金管楽器に分けている。楽器指定のない講義室も 1 部屋あり、2 台ピアノを使いたい学生やその他種別を問わずに利用できる。この部屋に限り、平日 17:00 に大学事務部で申し込む形式をとっている。リハーサル室についても、7:00 から 21:00 まで（土曜日は 17:00 まで、日曜・祝日はなし）の間の空いている時間帯に、アンサンブル練習用として貸し出しを行っている【資料 2-7-5】。リハーサル室の予約方法は、利用希望日当日の 8:30 以降大学事務部の開いている時間内に、大学事務部窓口で空き状況を確認の上、「施設一時使用許可願い」を提出する。

レッスン室は実技担当教員の研究室と兼用のため、練習室とは区別しているが、非常勤教員のレッスン室（9 部屋）については、空いている夜間時間帯を学生に開放している【資料 2-7-5】。学生支援課職員が、定期的に昼と夜に練習室を巡回し、利用状況・状態を確認している【資料 2-7-7】。学生からは学内でより多く練習をしたいという要望もあり、今後も工夫を施していく。

e. 楽器の貸借

本学の楽器は、楽器管理担当者が常駐する楽器室で管理している。楽器は当日のみの貸借を原則とし、学生が練習を終え楽器を返却するまで楽器室が対応する。学外への持ち出し及び長期貸し出しの希望の場合は、「演奏会出演届」等の申請書類の提出により許可している。楽器を常に良い状態で維持し、手入れの行き届いた楽器を用意することは、音楽教育の必要要件であるため、平成 29 (2017) 年度に「楽器管理委員会」【資料 2-7-8】を発足し、管理体制の改善・向上に当たる。

3) 経済的支援

日本学生支援機構奨学金、地方自治体・民間団体等の各種奨学金については、学生支援課が希望学生の窓口となっている。日本学生支援機構奨学金等の貸与型奨学金は、卒業後、長期にわたり返還義務が生じるため、申し込みに当たり、その趣旨を丁寧に説明している。また、経済的事情だけでなく、一定の成績や健康も貸与の条件となるため、貸与決定後も定期的に修学状況の確認を行っている。貸与に相応しくない状況が確認された場合は、学生委員の面談により改善を促す。複数回の面談を経て改善がない場合には、奨学金の停止・廃止等の措置を行う。

本学独自の経済的支援には、「特待生制度」【資料 2-7-9】、生活困窮者のための「授業料減免制度」【資料 2-7-10】、東日本大震災罹災者のための『「東北地方太平洋沖地震」に係る学納金等減免措置」【資料 2-7-11】、上野学園高等学校からの進学者に対する「石橋益恵奨学金 (そのⅡ)」【資料 2-7-12】があったところ、平成 29 (2017) 年度入学生より「特待生制度」の内容が大幅に見直された。従来は入学金相当額の〈奨学金支給〉だったが、大学の特待生制度とある程度足並みを揃え、S (1 年次の授業料)・A (1 年次の半期授業料)・B (1 年次の授業料から 30 万円)・C (入学金) の 4 種別による〈減免〉とした。入学試験における成績評価基準も整えた。加えて、平成 29 (2017) 年度、「遠隔地出身学生支援奨学金」【資料 2-7-13】の運用がいよいよ開始する。この奨学金は、上野から 100km 以上離れた遠隔地出身で都心近郊賃貸物件に居住する学生で、一定の所得金額の世帯に属し、修学状況が良好であることを条件とする。ただし、学生寮居住者 (室料等が低価格であるため) と外国人留学生 (別制度があるため) は適用外としている。これら全ては、学業不振、素行不良、休学・退学等がない限り、減免または給付型であるため、学生にとって大きな経済的支援となっている。

表 2-7-1 特待生制度概要・過去 3 年の状況

採用人数 (原則)	10 名 (1 年次)	
給付額 (年額)	200,000 円 (入学金相当額)	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	AO 入学試験 [特待生型]	
給付人数 (人)	平成 26 年度	5
	平成 27 年度	7
	平成 28 年度	2

表 2-7-2 特待生制度概要・改変後の現況

採用人数（原則）	特待生 S 原則 1 名以内（1 年次）、特待生 A 原則 2 名以内（1 年次）、特待生 B 原則 3 名以内（1 年次）、特待生 C 評価の範囲内	
減免額（年額）	特待生 S 1 年次の授業料年額、特待生 A 1 年次の授業料年額の半額、特待生 B 1 年次の授業料から 30 万円、特待生 C 入学金	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	入学資格認定（学内）、A0 入学試験 [特待生型]、指定校推薦入学試験、選抜入学試験（日程 A）	
給付人数（人）	平成 29 年度	特待生 S 0、特待生 A 1、特待生 B 4、特待生 C 5

表 2-7-3 授業料減免制度概要・過去 3 年の状況

採用人数	若干名	
減免額（年額）	授業料減免審査委員会にて決定	
減免期間	当該年度一年間	
応募条件	経済的な理由により授業料の納付が困難であること	
募集時期	原則、毎年度 6 月 1 日から 6 月 10 日まで	
減免人数（人）	平成 26 年度	0
	平成 27 年度	0
	平成 28 年度	1

表 2-7-4 「東北地方太平洋沖地震」に係る学納金等の減免措置概要・過去 3 年の状況

採用人数	若干名	
減免額（年額）	学納金減免審査委員会にて決定	
減免期間	当該年度一年間	
応募条件	災害救助法の適用地域に学費納付者もしくは本人が居住し、家屋が全壊もしくは一部損壊の場合、または家計が急変した場合	
募集時期	所定の期間	
減免人数（人）	平成 26 年度	0
	平成 27 年度	0
	平成 28 年度	0

表 2-7-5 石橋益恵奨学金（そのⅡ）概要・過去 3 年の状況

採用人数（原則）	若干名	
対象	上野学園高等学校音楽科から「入学資格認定」により入学する者	
給付額（年額）	150,000 円	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	入学資格認定で決定	
給付人数（人）	平成 26 年度	1
	平成 27 年度	0
	平成 28 年度	0

4) 学友会活動の支援

a. 学友会本部

本学の学生は学友会を組織しており、「学友会会則」【資料 2-7-14】【資料 2-7-15】に基づき、選挙によって選出される委員長と副委員長 2 名、委員長が任命する会計委員 2

名と監査委員2名、及びクラス委員複数名から成る本部により運営されている。学友会は学園祭（櫻樹祭）実行委員会や謝恩会の活動母体となる。新入生歓迎行事の運営、年2回の学友会総会の開催、学友会本部が企画する行事等に関する予算案策定及び収支決算に加え、学友会公認のクラブ団体を統括する【資料 2-7-16】。学友会の諸活動においては、学生委員が学生の意思を尊重しながら助言・指導にあたり、学友会会長となる学長が許可を出したり、報告を受けたりして、学生の活動に目を通している。

学生支援課では、財務会計担当と連携して学友会費の管理に係る助言、学友会総会議事進行に係る助言、広報活動の便宜、集会に係る施設・備品の貸与、学外からの問合せ対応等により学友会の活動を支援している。

b. 学友会クラブ

現在、クラブの登録はない。理由として、授業や実習のほか、実技練習で忙しいことがあげられる。また、系列大学のクラブに参加する学生も見られる。

5) 課外活動の支援

a. コンクール出場

本学は各種音楽コンクールに出場する学生を支援している。具体的な支援策として、事前に本学が認めたコンクールへの出場は「公欠」とする、録音・録画機器・場所を貸与する等がある。学生は「コンクール出場届」に実技担当教員の許可印を受け、学生支援課に届け出る。

b. 学生主催公演

任意の集団が、独自に演奏会や演奏活動を行うことがある。その際に、所定の届出により、チラシの設置・ポスターの掲出のほか、後援名義貸し等の支援を行っている。

c. ボランティア活動

平成21（2009）年度から、演奏会に出向く機会の少ない社会福祉施設等の人々を対象に、本学学生有志が「上野学園ハートフル・コンサート」と名付け、出張演奏会を行っている。活動の中心は、本学と協定書を交わした近隣の病院や保健所で、音楽活動による地域貢献を行っており、今後も継続していく。また、平成25（2013）年度より東北福祉大学と協働でボランティア活動を行っており、宮城県内の仮設住宅や災害公営住宅において合同演奏会等を行っている【資料 2-7-17】。

本学では、学業で培った技能の伸長、知識の実践の場であると位置付け、活動が円滑に行えるようボランティア活動支援委員会【資料 2-7-18】及び学生支援課が積極的に支援している。具体的な支援内容は、練習場所の優先提供、選曲及び演奏の指導、旅費交通費支給、活動先との調整等である。

6) 多様な学生に対する支援

a. 障害を抱える学生

身体的な障害を抱える学生に対して、ハード面・ソフト面の両方でバリア・フリー化

を図っている。校舎には、多機能付きトイレ、点字ブロック、点字表示、段差のない施設(舞台を除く)、音声付きエレベータを設置している。視覚障害を持つ学生に対しては、同行支援の資格を持つ学生支援課職員が、朝夕の掲示板代読及び連絡事項の確認、実技試験時の同行、点訳・墨訳(普通の文字)の仲介等を行っている。支援は、日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」に沿う形で行い、受験前から始まる。当該学生が希望するコースの部会主任と同行支援の資格を持つ入試センター職員が入学後の支援について説明を行うことで、安心して入学試験が受けられるようにしている。入学試験では、試験時間の延長、介助者の付与等の特別措置を行い【資料 2-7-19】、合格から入学するまでの期間は、高校からの移行支援、学生支援課職員同行による学内歩行訓練、履修相談及びテキストの事前配付等の対応をしている。入学後は、学生委員が支援の要望を聞き【資料 2-7-20】、障害学生修学支援委員会【資料 2-7-21】で具体的な対応を検討する。障害学生修学支援委員は学生委員も兼任しており、ここで取り上げられた事項は学生委員会でも共有される。

視覚障害を持つ学生に対する授業支援として、①点訳・墨訳②教材のテキストデータ化③ガイドヘルプ④筆記試験の時間延長・別室受験⑤解答方法配慮⑥教室内座席配慮⑦配慮依頼文書の配付がある。

近年、精神疾患や発達障害と思われる学生が増えている。その中には、支援の必要性を認識していない、あるいは、家族が確定診断を恐れて病院へ行くことに躊躇している等の理由により、大学側から積極的に支援を申し出ることができない事例がある。やみくもに特別扱いをしないように考慮しつつも、授業科目担当教員、大学事務部が連携を取り、常に留意し、状況によっては、学生委員会で報告し、対応を検討している。

b. 留学生

留学生については、出願時に、留学生用出願書類【資料 2-7-22】を配付し、手続き上、不明な点等があった場合には、入試センターが学生支援課と連携して、支障なく入学へ進むように配慮している。

入学決定後は、優先的に学生寮へ入れてゴミの捨て方等の生活上の説明、在留カード・健康保険証等発行に係る諸手続きの説明や役所等への連絡を学生支援課担当者が行っている。

入学してからは、掲示物等の教務上の周知物を理解できているかどうか、学生支援課留学生担当者が毎月、対面式の在籍確認を通して、学生生活や修学状況の確認を行っている。在留期間の更新や資格外活動(アルバイト)の申請のために「取次申請資格」を持つ学生支援課職員が、旅券・査証・在留カードの有効期限を把握した上で、対応している。

経済的支援を必要とする私費留学生には「私費外国人留学生授業料減免制度」【資料 2-7-23】を用意している。

表 2-7-6 私費外国人留学生授業料減免制度概要・過去3年の状況

採用人数	若干名	
対象	在留資格「留学」を持ち、経済的に修学困難な正規課程在学者	
減免額（年額）	当該年度授業料の30%の額	
減免期間	当該年度一年間	
募集期間	9月1日から9月10日まで	
減免人数（人）	平成26年度	0
	平成27年度	0
	平成28年度	0

c. 社会人

本学では、高校卒業後2年経過して入学した学生を社会人と定義している。社会人入試という形態はAO入学試験に設置されているが、全入試日程で門戸を開いており、本学では社会人の受け入れを促進している。入学後、ガイダンス期間中に学科長との個別面談を行い、過去に在籍・卒業した大学で取得した単位の一定数の認定を行う。学生本人の希望や適性により、認定科目の選定を行うほか、本学での学びを深いものにするために、既修得科目であっても再度の履修を勧めるということもしている。

d. 編入学希望者

経済的理由で短大を選んだ学生は、経済的な目処が立てば4年制大学に3年次編入学をしたいという希望を抱えている場合が多い。それらの学生に対しては、学科長、学生委員が、編入学後に備えて本学で学習しておくべき授業科目を履修するように助言している。

e. 転入学生

学修上の問題や友人関係の悩み、あるいは経済的問題のため、他大学からの転入学を受け入れている。系列大学の学生を1年次後期、あるいは2年次前期に受け入れたという実績を3件持つ。学生生活を断念せず学業を全うさせる解決策として定着している。

単位取得前に転入する学生については、学習内容の報告書を転入前大学から取り寄せ、類似科目担当教員に引継ぎ、中途受け入れであっても本学で単位取得が果たせるように配慮している。

7) 医務室と学生相談室

本学では、学生の心身健康維持のため、医務室及び学生相談室を設置している。

医務室では傷病手当のほかに健康相談を、学生相談室では心理カウンセリングを、行っている。近年、健康面、精神面、生活面の問題を複合的に抱えた学生の実態が、欠席が増える、試験を受けない等の行動により浮き上がってくる事例が多発している。医務室と学生相談室では、兆候を逃さないように連携をとっている。毎年新学期始めに、学生の健康診断を実施し、測定・内科検診・レントゲン受診・健康調査を行っている。医務室看護師と学生相談室カウンセラーは、持病・障害・内服薬の情報を厳重管理の上、緊急時体制を整えている。

また、教育実習等の学外実習に際して、学生は「精神健康に関する自己申告書」【資料 2-7-24】を提出することになっており、精神的な疾病が考えられる場合には、実習に行き問題がないかどうか看護師やカウンセラーの見解を得ることとしている。

医務室の開室時間は平日 10:30 から 18:30、学生相談室は予約が入ったときに開室する方式をとっている。学生相談室はメールでの相談も受け付けており、必ず 12 時間以内に回答を出す仕組みとなっている。

表 2-7-7 学生相談室年間相談件数・過去 3 年の状況

	短大生 (人)	全体 (人)
平成 26 年度	47	79
平成 27 年度	26	86
平成 28 年度	14	61

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

1) 学生支援課と学生委員会

学生委員は、学内外で問題を起こした学生の厚生補導、修学上問題を抱えている学生との面談等を通して、学生が問題解決できるよう支援をしている。問題を抱えた学生は、最初に大学事務部窓口で相談に来ることも多く、その場合には学生支援課職員が話を聞き、学生委員会で検討するべきと判断した事項については、学生委員会で検討し、具体的対応策を講じている。また、基準 2-6-①「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」の「5) 修学状況の把握と改良への取り組み」(39 頁)でも触れたが、実技レッスンは個人指導のため、実技担当教員に相談する学生もおり、抱えている問題によっては、学生支援課、学生委員がその情報を共有し、問題解決に当たっている。

その他、学生支援課では、IR 推進委員会とも連携しながら、学生の意見や要望の把握に努めている。

これまで学生の意見・要望を汲み、①Wi-Fi の設置、②自動販売機(食べ物)の設置、③練習室 2 台ピアノの使用対象の拡大、④提出書類様式の簡便化等を実行した。

2) 学生生活実態調査

学生生活全般に関する学生の意見や要望をできるだけ広く、正確に把握するため、平成 28 (2016) 年度「学生生活実態調査」【資料 2-7-25】を実施した。この調査は、平成 28 (2016) 年度に在籍した 1~2 年次生全員を対象とし、いずれも授業内で調査用紙を配布し、回収率を上げるよう試みた。結果、100%という高い回収率を上げることができ、調査結果は信ぴょう性の高い内容であると言える。

調査方法は無記名方式で、調査項目は学年・専門・性別といった基本情報に加え、「学習・音楽練習時間について」「奨学金、アルバイトについて」「IT 機器・パソコンについて」「食堂について」「施設について」の 5 つの大項目からなり、項目ごとに各々の設問が用意されている。「食堂について」は、平成 28 (2016) 年 9 月に食堂がリニューアルしたこともあり、学生の意見を聞きとるべく一項目として設定した。

各設問の結果と分析については以下の通りである。

基本情報として、居住形態と通学所要時間についても聞いているが、居住形態については「親など同居（自宅）」が最も多く 70.0%であった。通学所要時間については、「1時間～1時間半」が最も多く 30.0%であり、次いで「1時間半～2時間」が 20.0%であった。

学習・音楽練習時間について、本学は音楽短期大学のため、設問は勉強時間と音楽練習時間を区別し、また自宅と短期大学の場所も区別した。学習時間については、自宅・短期大学いずれも「30分未満」が最も多く、約 69%であった。音楽練習時間については、自宅では「1時間～2時間未満」が最も多く 41.7%であり、短期大学では「2時間～4時間未満」が最も多く 31.7%であった。音楽練習時間については、専門によるところが大きく、専門によっては長時間練習することが逆効果になることもあり得るため、一概に良し悪しを決められないのが音楽の難しい部分でもある。

奨学金、アルバイトについて、奨学金は「受けていない」が最も多く 50.0%であり、次いで「貸与型（日本学生支援機構）を受けている」が 45.0%であった。奨学金を受けていない理由は、「必要としていない」が 76.7%、「受けたいが受けていない理由」としては将来の返済をあげる回答が多かった。また、アルバイトは「している」が 70.0%であり、職種は「飲食業」が最も多く 34.9%であった。アルバイトの理由は、「娯楽／趣味／交際費のため」が最も多く 24.4%であり、次いで「生活費のため」が 20.2%であった。

IT 機器・パソコンについて、所持している IT 機器は「スマートフォン」が最も多く 57.4%であり、次いで「PC」が 24.5%であった。その他、携帯電話やタブレット端末を含めるとほぼ全ての学生が IT 機器・パソコンを所持している。本学では平成 27（2015）年度より練習室予約システムを導入し、学生たちが自身のスマートフォンや PC で練習室の予約を行っているため（学内の PC でも予約可）、システムの導入が適切であったことがうかがえる。

食堂について、昼食は「食堂を利用する」が最も多く 37.8%であり、次いで「自宅からお弁当を持参」が 20.3%であった。食堂を利用しない理由は、「無回答」を除くと「お金を節約したい」が最も多く 19.4%であり、次いで「味が良くない」が 11.1%であった。

食堂は系列大学・中学・高校と共有しており、時間帯によっては譲り合いを促す指導を行っている。食堂の味や量については、食堂のリニューアル直後不満の声が多く、食堂業者との打合せを重ね、改善をはかってきた状況である。

最後に施設について、特に練習室に関しては学生の日常に欠かせないものでもあるため、意見が多数寄せられた。練習室への満足度について、「不満」が最も多く 28.3%、次いで「ある程度満足」と「普通」が共に 23.3%、「あまり満足していない」が 16.7%であった。練習室についての不満としては、「数が少ない」が最も多く、次いで「ピアノが調律されていない」、「汚い」、「予約をとれない」などが多かった。練習室の予約方法については、「朝 7 時は早い」が最も多く、「以前の 방법이よかった」などの回答も見られた。予約開始時間については、学生の声が多く寄せられたことから調査後早速学生委員会で検討し、朝 7 時から昼 12 時に変更した。

その他学内施設については、トイレの清掃やエレベータ、空調についての要望が寄せられた。また、休講の連絡方法についての意見も多く寄せられたため、こちらも早速「学

内者専用ホームページ」を立ち上げ、休講の連絡を行っている。調査結果は、平成 29 (2017) 年度の組織改編で新設された IR 推進委員会【資料 2-7-26】が分析を行い、報告書としてまとめ、学生満足度向上に役立てていく。

その他の調査として、同じく基準 2-6-①「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」の「1）『学生による授業評価』アンケート」(37 頁)にも学生生活の充実につながる環境整備の要望が現れているので、活かしていく。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生の健康相談・心的支援・生活相談は、担当部署の連携体制ができているが、支援を必要とする学生が増加しており、全ての事例に手が回らない状況であるので、医療機関や自治体のサービス機関等、外部とのパイプ作りを検討していく。FD/SD 研究会でも、精神的な問題を抱える学生への対策講座を取り上げており、学生委員及び学生支援課職員のスキル向上を目指す。

学生の事前・事後学習の確保には学内での過ごし方が関係するので、練習室・食堂の利便性の向上、個人所有の楽器を一時的に置ける場所の確保等を引き続きの課題としていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学音楽科は、平成 29 (2016) 年 5 月 1 日時点で、専任教員数 9 人（教授 4 人、准教授 3 人、講師 2 人）を擁しており、短期大学設置基準第 22 条で定められている人数を満たしている（学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数：5 人、短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数：2 人、教授数：2 人）。専任教員 5 人が専攻科を兼担している。専任教員 1 人当たりの在籍学生数は 7.8 人であり、専任教員の配置は十分である。

専任教員 9 人の内、61 歳以上が 4 人で、高齢化が進行している。この原因は、平成 22 (2010) 年度、音楽科の入学定員を 80 人から 50 人に変更した際、専任教員を減らさなかったため、新規採用枠が発生しないことにある。

また、兼任（非常勤）教員数が 63 人と学生数（70 人）に比して多いのは、個人実技レッスンという科目の独自性によるものである。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用は公募を原則とし、選考は「教員資格審査基準」【資料 2-8-1】に則り、「教員資格審査委員会」【資料 2-8-2】における審査、教授会の報告・承認後に、理事長が任命している。

昇任については、昇任候補者の専門分野に属す専任教員が、「学科長・主任会議」に推薦し、学科長より学長及び理事長に具申した上で、「教員資格審査委員会」で諮っている。その後の手続きは新規採用と同じである。

教員の評価について、全教員に「教育研究業績書」の提出を依頼（毎年更新）し、ホームページ上に公表している。書式は、授業科目名や指導方針のほか、「略歴（学歴・取得学位・職歴）」、「プロフィール（学会・社会活動・コンクール等受賞）」、「研究業績（著作・論文・演奏会・作曲等）」が含まれており、昇任審査及び兼任（非常勤）教員の契約更新の際に参照する場合がある。このほか、基準 2-6-①「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」の「1）『学生による授業評価』アンケート」（37 頁）で述べたように、学生による「授業評価アンケート」も教員評価の一部とみなしている。特に自由記述欄に書かれた個々の事例は各教員に伝えられ、必要に応じて、学長または学科長が当該教員に評価内容を直接知らせることもある。

教員の研修については、教員が専門分野の学会や研究会に参加することを推奨しているほか、本学の運営に関わる各種の研究会・研修会への参加を積極的に促している。

また、年に 2～3 回ほど実施している FD/SD 研究会の内容も、本学の専門である音楽に関連したものだけでなく、短期大学を取り巻く環境の変化や教育業界の新しい傾向等、これまで取り上げてこなかったテーマを組織的に取り上げ、実りある勉強会を積み上げていく。教員も短期大学の運営を担うスタッフとしての情報や知識を得る機会とし、これらを活用し教学と法人、教員と職員との連携をより強固なものとする。

表 2-8-1 本学主催 FD/SD 研究会・過去 5 年の実績

開催年月日	FD・SD の別	講師・研究会のタイトル・開催時間帯
平成 23 年 7 月 2 日 (土) 11:00~12:00 (講座) 12:00~12:30 (意見交換)	FD	田中美千子教授「ピアノ公開レッスン」
平成 24 年 7 月 7 日 (土) 11:00~12:00 (講座) 12:00~12:30 (意見交換)	FD	加藤協子講師 (非)「ピアノ公開レッスン」
平成 25 年 7 月 3 日 (水) 17:10~18:00 (講座) 18:00~18:30 (意見交換)	FD	鈴木祥子講師 (非)「ツェルニー30 番のテクニック」
平成 26 年 7 月 2 日 (水) 16:40~17:50 (講座) 17:50~18:20 (意見交換)	FD	石橋明佳大学教授「悩みや問題、障害のある学生の指導と支援」
平成 27 年 7 月 8 日 (水) 17:10~18:30 (講座) 18:30~18:45 (意見交換)	FD	中山晶世講師「音楽療法とは～音楽療法の現状と展望～」
平成 28 年 10 月 26 日 (水) 17:10~18:30 (系列大学との共催)	FD・SD	伊藤俊徳氏 (NPO 法人 NEWVERY 理事、高等教育事業部ディレクター)「大学改革・大学教育改革の潮流」
平成 28 年 11 月 28 日 (月) 18:30~19:30 平成 28 年 12 月 1 日 (木) 17:10~18:10 (系列大学との共催)	FD・SD	学部長、学科長、教務課員「カリキュラムを知る」

表 2-8-2 系列大学主催 FD/SD 研究会への参加・過去 5 年の実績

開催年月日	FD・SD の別	講師・研究会のタイトル・開催の時間帯
平成 25 年 12 月 24 日 (火) 15:00~17:00	FD・SD	マイケル・スペンサー氏 (エドューケーター、ファシリテーター、ヴァイオリニスト) 「21 世紀における芸術教育：ファシリテーションと新しいパラダイム Arts Education in the 21th Century: Facilitation and a new paradigm」
平成 27 年 3 月 5 日 (木) 15:00~17:00	FD・SD	佐々木司氏 (健康教育学)「学生の心のケアを考える」
平成 28 年 3 月 8 日 (火) 15:00~17:00	FD・SD	箕口一美大学講師 (非)、今野尚美大学准教授 (ピアノ)、荒川洋講師 (非) (フルート)、大室晃子講師 (非) (ピアノ) 「演奏教育・活動の向上を求めてーファシリテーションを手がかりに」

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育については、カリキュラム委員会が毎年度、検討を重ねている。例えば、「文学」において 20 世紀の文学・演劇・絵画を音楽と対比させ、「美学」において東西の美術を鑑賞しながら実際に絵を描く等、芸術への理解を深める講義を開講している。

また、外国語は西洋音楽を専門とする本学の学生にとっては、重要な意味を持つ。ま

た、卒業後、音楽家として、あるいは社会人として活躍する時に、現代のグローバル社会では必ず有用かつ強力な武器となる。本学では、「英語」のほか「独語」、「伊語」と3か国語を用意している。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

本学では必要な教員数を確保している。教員一人当たりが受け持つ学生の人数は適当であり、目が行き届く環境を整えている。兼任（非常勤）教員が多い点については、実技レッスンにおける受け持ち数の配分に工夫し、効率的な運営をしていく。

教員の資質・能力の向上については、FD/SD の大切さが浸透してきているので、教員側が研究テーマを活発に提案することを目指していく。FD 委員会及び教学マネジメント組織委員会配下の FD/SD 推進チームが中心となり、複合的・多角的なプログラム開発を続けていく。

教養教育については、音楽を学ぶ上で必要な「独語」と「伊語」を活用して、講義科目に反映できる方向性を追求していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎

本学は、東京都台東区東上野に位置し、JR 上野駅から北東に約 500m、徒歩で約 8 分の圏内にある。本学は、系列大学と校地・校舎を共用している。キャンパスの数は一つである。運動施設は茨城県牛久市にグラウンドを借用している。

短期大学設置基準上で必要とされる校地・校舎面積を満たしている。〈表 2-9-1〉

表 2-9-1 短期大学設置基準と校地・校舎面積との比較

	校地面積	設置基準上 必要校地面積	校舎面積	設置基準上 必要校舎面積
上野学園大学	9,626.8 m ²	4,640 m ²	11,029.29 m ²	4,773 m ²
上野学園大学短期大学部	共用	1,000 m ²	共用	1,700 m ²
合計	9,626.8 m ²	5,640 m ²	11,029.29 m ²	6,473 m ²
大学の校地	収容定員 464 人×10 m ² =4,640 m ² （大学設置基準第 37 条）			
大学の校舎	（収容定員 464 人-400）×2,975÷400+4,297=4,773 m ² （大学設置基準 第 37 条の 2 別表 第 3 イ 音楽関係）			
短大の校地	収容定員 100 人×10 m ² =1,000 m ² （短期大学設置基準第 30 条）			
短大の校舎	1,700 m ² （短期大学設置基準 第 31 条 別表第 2 イ 音楽関係）			

2) 講義室、ゼミ室、情報処理室、リハーサル室〈表 2-9-2〉

本学は、大中 7 つの講義室、2 つのゼミ室及び情報処理室を備え、全室に CD、DVD または BD（ブルーレイディスク）、モニター等の AV 機器を設置している。また、可動式プロジェクターや PC を用意している。また教員所有の PC、オーディオプレーヤーを使用できるよう、ケーブルや変換アダプタを各種揃え、多様な視聴覚教材を活用した授業を実施できるようにしている。

第 1 リハーサル室、第 2 リハーサル室は、「ウィンドアンサンブル」等の合奏や「合唱」の授業のほか、実技試験や演奏会にも使用している。また、第 3 リハーサル室は、持ち運びが難しい打楽器専用の練習室、レッスン室としている。第 5 リハーサル室は、リード・メイキング・マシンを常設し、オーボエ専用の練習室及びレッスン室にしている。1209 講義室（旧第 4 リハーサル室）は、授業クラス数の増加に伴い、座学系クラス授業

もできるように設備を整えたが、小規模なアンサンブル授業及び個人レッスンにも使用している。

また、全ての講義室及びリハーサル室に、グランドピアノ（一部はアップライトピアノ）を設置している。

表 2-9-2 講義室／リハーサル室標準収容人数及び備品一覧表

教室	区分	標準 収容 人数	AV 機器	ピアノ	備考
1507	講義室	90	BD/ CD/ monitor / 書画カメラ	グランドピアノ 1 / アップライトピアノ 1	
1505	ゼミ室	4	DVD / CD / monitor /(VHS)	なし	
1506	ゼミ室	10	BD/ CD/ monitor	なし	
1401	情報処理室	30	DVD/ CD/ monitor / プロジェクター /(VHS)	アップライトピアノ 1	PC 専用机 (キーボード付)
1402	講義室	85	DVD/ CD/ monitor / 書画カメラ	グランドピアノ 1	
1404	講義室	65	DVD/ CD/ monitor / プロジェクター	グランドピアノ 1	
1305	講義室	50	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ 2	
1306	講義室	35	DVD/ CD/ monitor	グランドピアノ 1	
1308	講義室	30	BD/ CD/ monitor	アップライトピアノ 1	
1012	スタジオ	100	—	グランドピアノ 2	第 1 リハーサル室
1207	スタジオ	60	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ 1	第 2 リハーサル室
1208	スタジオ	5	—	アップライトピアノ 1	第 3 リハーサル室 打楽器
1209	講義室	20	DVD/ CD/ monitor	アップライトピアノ 1	旧第 4 リハーサル室
1210	スタジオ	10	—	アップライトピアノ 1	第 5 リハーサル室 オーボエ

これらの施設の使用状況は、グループウェアにより教務課で管理、共有している。一部の施設は、空き時間や放課後に学生の練習用に開放し、情報処理室では楽譜作成ソフト「Finale」を使用した課題作成、リハーサル室等ではアンサンブル練習など、事前・事後学習に活用できるようにしている。

3) レッスン室<表 2-9-3>

個人実技の指導に使用されるレッスン室は、ピアノ・管・弦・打・古楽・声楽等、専門により別々の階にすることを基本とし、それぞれのレッスン形態に合わせた楽器を設置している。

使用状況は、講義室と同様、グループウェアにより教務課で管理し、最適と思われる部屋を割り当てている。

表 2-9-3 部屋タイプ／常設楽器一覧表

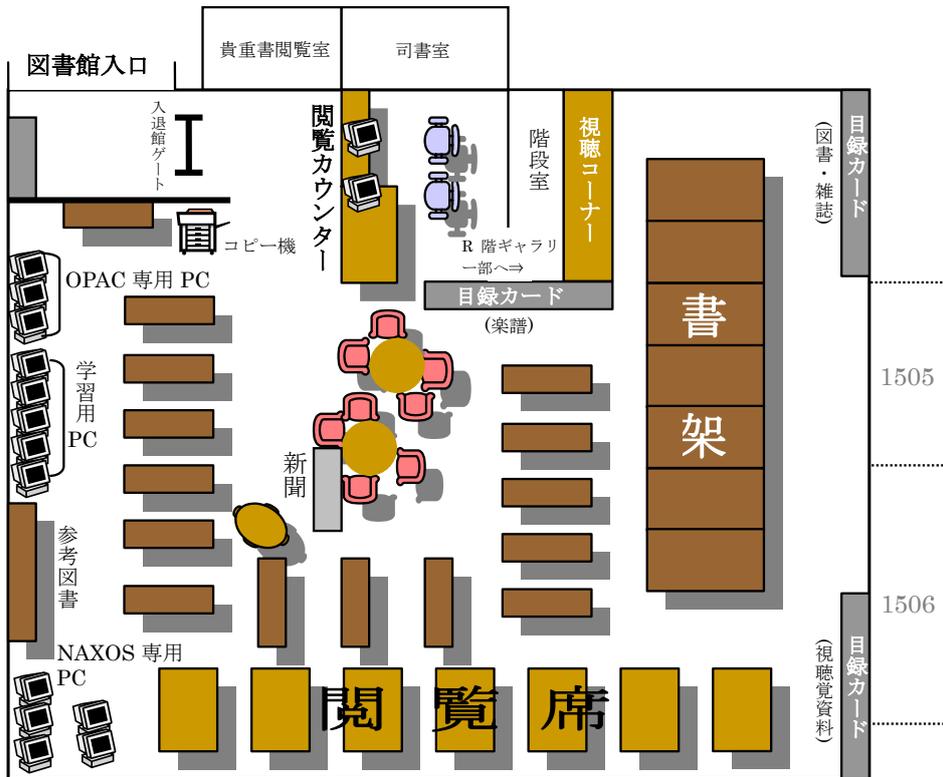
部屋番号	部屋タイプ	楽器	部屋番号	部屋タイプ	楽器
1001	レッスン室	グランドピアノ 1	1002	レッスン室	グランドピアノ 1
1003	レッスン室	グランドピアノ 1	1004	レッスン室	グランドピアノ 1
1005	レッスン室	グランドピアノ 1	1006	レッスン室	グランドピアノ 1
1008	レッスン室	アップライトピアノ 1 ハーブ	1009	レッスン室	グランドピアノ 1
1010	レッスン室	グランドピアノ 1	1011	レッスン室	グランドピアノ 1
1015	レッスン室	グランドピアノ 2	1016	レッスン室	グランドピアノ 2
1017	レッスン室	グランドピアノ 1	1018	レッスン室	グランドピアノ 2
1018	レッスン室	グランドピアノ 2	1019	レッスン室	グランドピアノ 2
1019	レッスン室	グランドピアノ 2	1101	レッスン室	グランドピアノ 2
1104	レッスン室	グランドピアノ 2	1105	レッスン室	グランドピアノ 2
1105	レッスン室	グランドピアノ 2	1106	レッスン室	グランドピアノ 2
1106	レッスン室	グランドピアノ 2	1107	レッスン室	グランドピアノ 2
1107	レッスン室	グランドピアノ 2	1108	レッスン室	グランドピアノ 2
1119	レッスン室	グランドピアノ 2	1201	レッスン室	グランドピアノ 1
1201	レッスン室	グランドピアノ 1	1202	レッスン室	グランドピアノ 1
1202	レッスン室	グランドピアノ 1	1203	レッスン室	グランドピアノ 1
1203	レッスン室	グランドピアノ 1	1301	レッスン室	オルガン他古楽器
1302	レッスン室	グランドピアノ 2	1303	レッスン室	チェンバロ他古楽器
1304	レッスン室	チェンバロ他古楽器			

4) 図書館 (図 2-9-1)

本学及び系列大学が共有する上野学園 図書館 (以下、本館という。) (15 階が閲覧室、14 階は書庫) は、専任の司書を置き、教育、研究及び学習に必要な学術資料を収集・整理・保存している【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】【資料 2-9-3】。また、本館内に設置された PC (13 台) で蔵書検索ができるほか、インターネット検索やレポート作成等にも利用されている。蔵書検索には、図書検索用ソフトウェアを本学用にカスタマイズしたものを利用しているほか、国立情報研究所目録所在情報サービスによる他大学図書館の総合目録データベース検索を利用している。また、本学の卒業生、系列中学・高校の生徒の利用にも供している。

15 階の閲覧室は 71 座席を有し、最新号の図書や雑誌、新聞等を配架、ゆっくり読書ができるソファ・スペース及び、調べものや勉強をする学習スペースを備えている。閲覧室には、アニバーサリーイヤーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立つ工夫をしている。その他、楽曲研究や演奏研究のために CD や DVD を聴く学生用に、視聴覚コーナーを設置している。

図 2-9-1 図書館フロア図



開館時間は、平日 9:00～20:00、土曜日 9:00～17:00、開館日数は、日曜日・国民の祝日・創立記念日・長期休業中の一定期間・入試期間を除き、年間約 275 日である。図書館利用者は、平成 28 (2016) 年度、15,608 人（大学生 10,415 人、短大生 1,169 人、教職員 3,905 人、中・高生 119 人）であった。

蔵書構成は、平成 29 (2017) 年 5 月 1 日時点で、和書 37,276 冊、洋書 13,169 冊、楽譜 36,715 冊、視聴覚資料 15,823 点、学術雑誌 555 タイトル、データベース契約 1 種類となっている。本館では、新規購入、寄贈、他大学との紀要交換等により、一般教育図書、専門書、学術書、楽譜、CD・DVD 等の視聴覚資料を収集している。特に、音楽関係の参考図書や作曲家全集、楽譜叢書、古楽関係の資料が充実している。古版本（初版）としては、ヘンリー・パーセル作曲《四声のソナタ集》全 4 冊（ロンドン 1967 カミングス文庫旧蔵本）、ジャン＝フィリップ・ラモー著 歴史的な大著『和声学』（パリ 1722）等、20 世紀の貴重資料としては、松平頼則の全作品の自筆譜、「小松文庫」（小松耕輔の著作・自筆譜・蔵書・資料等）、「兼常文庫」（兼常清佐の原稿・蔵書・日記等）等がある。これらは学生の研究に供されている。

図書・図書館に関する事項は、図書委員会及び図書館運営委員会で検討される【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】。教員からの申請希望及び学生からの購入希望の図書については、各年度の予算を鑑みながら図書委員会で選定する。さらに、所蔵重複調査を行い、資料購入予算の効果的運用を図っている。学生からの希望は、閲覧室に「リクエストボックス」を設置して把握している。

新学期には新入生を対象に、「図書館利用ガイド」を使い、図書館の利用方法、文献の

探し方、資料の入手方法等につき、実際に館内を案内しながら説明を行い、すぐに図書館が活用できるよう配慮している。平成 29（2017）年度に新規開講した「初年次プログラム」にこの図書館ガイダンスを組み込み、授業後の課題を「実際に図書を借りてみる。」としたところ、多くの学生が課題に取り組むべく図書館に足を運ぶという現象が見られた。

本館は、私立大学図書館協会と音楽図書館協議会に加盟しており、他の加盟館との間で、資料の閲覧、複写サービス、刊行物資料の交換等の相互利用ができるようになってきている。また、独自の定期刊行物として、年 3 回「図書館だより」を発行している。

図書館の運営は、司書資格を有する常駐の専任職員 1 名と司書資格保有者を含む業務委託者 6 名が交代で勤務体制を調整している。業務委託者は、主に閲覧業務、レファレンス業務、整理業務等を行い、専任職員との業務区分を明確にしている。専任職員は、業務委託者からの業務日報、月例報告を受け、図書館業務に関わる法令遵守及び個人情報保護の保護に注意し、業務委託者の監督をしながら、効率的な協働作業ができるよう差配している。

5) 上野学園 石橋メモリアルホール／エオリアンホール

上野学園 石橋メモリアルホールは、昭和 49（1974）年に建立された旧石橋メモリアルホールを平成 22（2010）年 2 月に建てかえ、優れた音響を持つ中規模音楽ホールとして、学内外の多数の演奏会を開催している。そのほか、講堂として、入学式等の式典・ガイダンス・音楽受験講習会等の集会・授業等で使用している<表 2-9-4>。

エオリアンホールは小規模演奏会や講演会に対応し、授業でも使用される。

表 2-9-4 ホールで行う授業科目及び履修者・過去 2 年の状況

授業科目名	実施場所	平成 28 年度 (人)	平成 29 年度 (人)
器楽合奏Ⅰ・Ⅱ（木管 D）	エオリアン	22	22
古楽合奏Ⅰ・Ⅱ	エオリアン	4	5
ウィンドアンサンブルⅠ・Ⅱ	講堂	74	59
単位互換協定等により大学生の人数を含む。			

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

教室の配分は、授業形態、履修者数、使用する機器、楽器等を考慮した上で決定する。特殊な機器、楽器等を使用する場合に限り、対応可能な教室を割り当てている。

また、「ソルフェージュ」、「和声法」をはじめとする音楽基礎科目など、個々の能力に合った授業展開が特に必要な科目では、複数のクラスを設け、クラス分けテスト、または前年度の成績評価により、指導の行き届く体制を整えている。

PCを使用する「情報処理演習」などの設備的な制限がある科目では、履修登録前に希望者を募り、クラスの指定や履修制限を行っている。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積は、短期大学設置基準を十分に満たしている。食堂・休憩室等のスペースに限りがあるが、基準 2-7-①「学生生活の安定のための支援」の「2）学生生活の利便性に向けた支援」（41 頁）で述べたように、時間差をつけた食堂の利用方法等に工夫をしている。また、講義室・リハーサル室等の教育環境も設置基準を満たしてはいるが、履修人数と教室の容量の通性等、より良い環境づくりを促進する。

プロジェクターを常設する教室は、1 講義室及び情報処理室に留まる。他の講義室で使用する場合には、可動式のプロジェクターと PC を持ち込んで対応しているが、教員からの授業準備効率化の要望に応え、全講義室設置の常設テレビモニターに直接 PC をつなぎ、映像投影を行う方法への転換を図っている。また特に教職課程では、デジタル教科書や電子黒板など、ICT（情報通信技術）教材使用の検討を始めている。

図書館については、遅れている CD 目録のデータ化（現在 71%）を進め、視聴コーナーの利用者席を個人ブースにする等を検討し、快適な利用環境を整備、提供していく。図書館では個人の PC や端末の持込みが認められているが、インターネット接続が自由にできるように、無線 LAN や Wi-Fi の設置を急ぎ進めている。

また図書館に関する専門性に加えて、音楽資料に関する知識も備えた人材のさらなる育成、さらには情報処理技術者の配置を引き続き検討する。

【基準 2 の自己評価】

入学者の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを明確にして周知している。入学試験はアドミッション・ポリシーに沿って公正な運営がなされている。学生数は、減少傾向が続いた中、各種の打開策が実り、好転を見せている。入学定員が充足するまで、学生募集活動に注力していく。

教育課程の編成方針については、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成がなされている。ナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーにより、教育課程の可視化ができています。新しく、入学前教育、初年次教育等を通して、卒業後の人生をイメージさせる機会を適宜設けるようにした。さらに履修登録単位の上限の設定、オフィスアワーの設置、シラバスの改善、事前・事後学修の明確化、適正な成績評価を実施している。

学修及び授業の支援については、教務課による単位取得状況、履修登録状況、出席状況の確認を通して、学科長及び学生委員が指導を行う。学生の修学に関する意見の汲み上げは「学生による授業評価」アンケートや大学事務窓口対応によるものが多いが、定着しているオフィスアワーを活用して、学生の意見を聴取していく。

単位認定、卒業・修了認定等については、成績評価基準を厳格に適用している。教授会において、卒業判定・留年の許可等を出している。「学位規程」により、音楽科卒業生に短期大学士（音楽）の学位を授与している。

キャリアガイダンスについては、教育課程外ではあるが、インターンシップを導入している。進路選択のガイダンス、キャリア形成に関わる講座、履歴書用写真撮影会等、学生の要望に合致した支援を施している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、「学生による授業評価」アン

ケートの完全フィードバックを成し遂げた。集計結果及び「授業改善計画書」を学内公開している。さらに、教職課程の履修状況を勘案して、教育水準の維持及び授業改善への反映を行っている。

学生サービスについては、学生生活の安定と学生の厚生補導のため、学生委員が中心となる。学生の経済的な基盤を補強すべく、独自の奨学金制度を進化させた。遠方から通う学生が一定数おり、経済支援や学生寮は学生生活の大きな助けとなっている。学生の健康管理については医務室、心的支援は学生相談室、生活相談は学生支援課が対応している。学生からの改善の要望が多い練習場所の確保や楽器管理の方法は少しずつではあるが親身なサービスを提供している。

教員の配置・職能開発については、適切な教員数を擁し、FD/SD 研究会を活発に行っている。教員の採用・昇任に当たっては、教員資格審査基準に則り厳正に行っている。

教育環境の整備については、短期大学設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしており、適切な施設の維持・管理がなされている。履修人数に応じた教室の配分は適切である。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人上野学園（以下、「本法人」という。）の目的については、「学校法人上野学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）【資料 3-1-1】において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ石橋藏五郎の建学の思想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と規定している。

本法人はこの「寄附行為」に則り、経営の規律と誠実性を維持するために各種規程を整備している。法人及び事務組織、職員定数、職制、職務及び業務分掌を規定した「組織運営規程」【資料 3-1-2】、就業に関する「就業規則」【資料 3-1-3】、法人部門及び事務部門の各職位の職務及び職務権限を規定した「職務権限規程」【資料 3-1-4】、理事会または理事長の決裁を求める事項の範囲・起案・決裁を定めた「稟議規程」【資料 3-1-5】、個人情報に関する基本事項を定めた「個人情報保護規程」【資料 3-1-6】、教職員のコンプライアンスの推進を図るための必要事項を定めた「コンプライアンス規程」【資料 3-1-7】等について、高等教育機関として公共性を保ち、社会要請に答えられるよう、必要に応じて見直しを行っている。公益通報については、公益通報者保護法に基づき「公益通報に関する規程」【資料 3-1-8】を定めている。財務情報に関しては、「情報公開規程」【資料 3-1-9】で「財務情報等を閲覧に供し、または開示する場合に必要な事項を定める」とし、ホームページで公表している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、「寄附行為」に定める使命・目的を実現するために、最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会を定期的に運営し、法人全体の決定として、大学部門・短期大学部部門（及び中学校部門・高等学校部門）の様々な案件を審議している。

平成 22(2010)年度の機関別認証評価で改善が指摘された、理事会開催回数（年 3 回程度）については、平成 27(2015)年度は 7 回開催、さらに平成 28(2016)年度は 17 回開催と、大幅に改善し、これまで以上に学園全体の状況や活動を把握し、使命・目的の実現に向けた努力が実を結んでいる。

理事会で審議・検討される案件は、教授会及び学科長・主任会議（学科長及び各主任

による月1回の定例会議)、カリキュラム委員会、学生委員会等様々な会議体で上げられた案件を、法人部門及び教学部門の管理職で構成される教学法人連絡会議(旧教育研究等連絡会議)で議論を重ねることで、全学的な意思が反映されており、そのいずれもが本学の使命・目的の実現を果たす機能を全うしている。

さらに平成29(2017)年4月に発足した経営改善室会議において、本学の使命・目的の実現に向けて、今年度は主に、特にここ数年業務の遂行・連携について法人(旧管理部)関連の業務見直し・改善に取り組んでおり、その内容は以下の通りである。

- 1) 各部門からの煩雑な業務内容の洗い出し
- 2) 共通業務(雑務)のフォーマット化
- 3) 学内に業務マネジメント人員を配置し、アウトソーシングを含む業務処理チームを発足

上記の通り、本法人は、使命・目的の実現に向けた様々な施策を実施する体制を構築している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の法令に則り、これを遵守している。本法人の大学運営に当たり、「寄附行為」【資料3-1-1】第3条に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ創立者石橋藏五郎の建学の理想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と明言している。法令改正等の通知については、教学的内容のものについては大学事務部でとりまとめ、それ以外の内容については法人本部でとりまとめた上、内容により実際に業務に当たる部署・担当者に資料が配付され対応している。内容により、事務連絡会議(事務職員管理職による週1回の定例会)、学科長・主任会議等で情報共有を行っている。

また、法令改定等により学内諸規程等に反映すべき事項は、法令を遵守し、適宜行っている。本法人の運営に関わる学内規程は、大学の設置・運営に関連する法令に則っている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全

「コンプライアンス・マニュアル」【資料3-1-10】I「上野学園の誓い」において「我々、上野学園の理事・評議員及び教職員は、建学の精神である「自覚」の理念および上野学園行動憲章に掲げられた精神に則り、法令・規則や規程等を遵守し、広く社会に貢献する。」とし、続く「上野学園行動憲章」(5)「社会貢献と地球環境への関与」の項において、「社会における市民としての責任を自覚し、積極的な社会貢献活動を行う。地球市民として環境問題に心を配り、健全な地球環境を守るため努力する。」と明記している。

環境保全に関する遵守事項として、同マニュアルIV「遵守事項」7「環境保全」の項において下記のように定め、学園運営の指針としている。

良き市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄との調和を図りながら、健全なる地球環境の保全へ向けて最善を尽くす。

- (1) 国際的環境規制並びに国、地方自治体等の環境法令・規則を遵守しなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、環境への負荷や生態系への影響に配慮しなければならない。
- (3) グリーン購入・省エネルギー・省資源・廃棄物削減により、資源・エネルギーの有効活用を心掛けないといけない。
- (4) 環境を保全、改善する教育に努めなければならない。

具体的には、文具や什器等は余剰在庫が出ないように必要なだけ購入する、リサイクル製品あるいはリサイクルシステムのある商品を選ぶ、使い捨て商品ではなく長く使用できるものを選ぶ等のほか、使用しない教室や廊下等の電灯を極力消す、節水を心がける、夏期にクールビズを実施する等を行っている。

2) 人権

同上の「コンプライアンス・マニュアル」【資料 3-1-10】 I 「上野学園行動憲章」(3)において、「一人一人の個性を尊重し、独創性が充分に発揮できる自由で活力ある環境を確保する。」とし、「遵守事項」1 に「人権の尊重、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止」を、下記のように定め、コンプライアンス委員会を設置し、個人の権利・利益の保全に努めている。

人権を尊重し、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを行わない。

- (1) 人権を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、病歴や心身の障害などに基づく差別を行ってはいけない。また、このような差別を許してはならない。(憲法、労働基準法、世界人権宣言などで定める全ての基本的人権を含む。)
- (2) セクシャルハラスメント(相手方に不快な性的言動を行い、そのことによって就学・教育環境を害すること)を行ってはならない。また、このようなセクシャルハラスメントを許してはならない。
- (3) パワーハラスメント(職場の暗黙知や慣例、職場や教育の場での上下関係などを利用して行う強制や嫌がらせ、一般的には、職権など立場として上に立つ者のパワーを背景に、適正な業務・権限の範囲を逸脱して行われる人権侵害行為)を行ってはならない。また、このようなパワーハラスメントを許してはならない。

その他、「就業規則」【資料 3-1-3】において「産前・産後休暇」「育児時間」「育児休業及び介護」を定め、別途「育児休業規程」【資料 3-1-11】と設けることにより、女性の出産・育児を支援する体制を整備している。同じく「就業規則」において、教職員について年1回(毎年4月)の健康診断の実施を明記し、その結果、特に必要がある場合

には、就業の一定の期間禁止または配置換え等の措置を講ずることとし、教職員の健康維持のための措置を明記している。

また、プライバシーに関しては、「個人情報保護方針」に基づき「個人情報保護規程」【資料 3-1-6】を定め、さらにマイナンバー導入前に、「個人番号基本方針」に基づき「個人番号及び特定個人情報取扱規程」【資料 3-1-12】を整備、個人情報保護委員会を設置し、問題があった場合に速やかに対応する体制を整えている。

3) 安全

学生、教職員の安心・安全を維持するために、「危機管理規程」【資料 3-1-13】において、次のように明記している。「緊急に対処すべき様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制および危機対策等を定めることにより、本法人の学生・生徒及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図ると共に、本法人の社会的な責任を果たす。」災害や火災、テロ、重篤な感染症等の重大な事件や事故等が発生した場合には、「危機管理本部」を設置し、職員管理職で構成される「緊急連絡網」（毎年 4 月更新）を通じて事象に適した対応策を講じる体制を敷いている。

また、「災害対策マニュアル」【資料 3-1-14】を定め、学生・教職員用と家庭用 2 種類の「大規模地震に対する教職員の準備・対応」【資料 3-1-15】を用意し、火災や爆発など地震以外の原因で甚大な災害が発生した場合も、このマニュアルに準じ「危機管理本部」を設置し対応に当たる体制をとっている。大学・短大の全教員に「教員のための避難・誘導ハンドブック」【資料 3-1-16】を配付し、全学生に対しては『学生便覧』【資料 3-1-17】により大学構内で火災・地震・事故が発生した場合の対処方法を知らせている。入学試験期間中の受験生に対しては「地震発生時の対応について」【資料 3-1-18】を配付している。

毎年 5 月と 9 月に、大学・短大合同の「防火防災避難訓練」を行っている。5 月は地震後の火災を想定した屋外避難の訓練である。授業担当教員が避難誘導を、学生委員と学生支援課職員は残留者確認を行う。合わせて、避難後の安否確認の練習を携帯電話による緊急連絡メールにより実施する。全員の避難に要した時間を計測し、前年度と比較検討し、次回に向けた策を協議する。9 月は大規模地震を想定した館内避難の訓練である。第 1 リハーサル室に全学生が避難し、上野消防署員による防災講話（ワークショップを含む）を受ける。この講話では、怪我人の搬出方法、AED（自動体外式除細動器）の使用方法等を、実演を交えて説明している。校舎棟に 7 台、ホール棟に 2 台の AED を設置している。

衛生については、除菌ジェルを各所に設置、洗面台には除菌用泡洗剤を設置している。医務室看護師を中心に保健対策を検討し、感染症が発生する季節には、洗面所等に消毒・防菌を講じ、特に、受験生に対しては入試センターがマスクの配付を行っている。

学内のコンピューターシステムのセキュリティ対策は、ファイアーウォール及びユーザー権限を設定し、不正アクセスやサーバへのアクセスを制限、PC 全台にウィルス対策ソフトを装備している。サーバ室は、常時施錠し、システム管理者のみが入室できるようになっている。

そのほか、警備員が駐在し、24 時間警備に当たり、緊急時は警備会社のセンター及び

本法人「緊急連絡網」の第一次職員に通報される。日常においては、中央監視室モニターで防犯カメラによる映像の確認、巡回による不審者の確認等を行い、学園内の安全を保持している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本法人は、学校教育法施行規則 172 条の 2 に則り教育研究情報を、私立学校法 47 条に則り財務情報を、閲覧に供している。「役員・教職員数」、「事業報告書・財務諸表」、「認証評価について」、「教育研究組織図」、「大学の目的／3 つのポリシー」、「入学者数・収容定員・在学者数・卒業者数・進学者数・就職者数」、「評価基準：学修評価／卒業認定基準」、「学生支援組織表」、「奨学金の種類」、「教員・学生数関係」について、情報を公開している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

・ 3-1-①

前回（平成 22(2010)年度）認証評価時に指摘のあった、管理職の職能が規定されていない、事務職員の兼務者が多い、採用・任用・昇任規程が不備である等の点につき、改善・向上に務めてきたが、その余地が残っている。経営改善室が新たに主幹部署となり、平成 29(2017)年度内の改善を進める。

・ 3-1-②

本法人の使命・目的を達成すべく、多くの会議体を設置している。この方法は、それぞれの内容に応じ、現場からの多くの意見も汲み上げる、という利点がある反面、全体として 1 つの方向にまとめることが難しい面もある。今後は、各会議体を、教学・経営と有機的に連動させるため、各上長とも確認をしながら、経営改善室にて見直し、再編成を行っていく。また旧組織体制の細分化された委員会・会議体等の見直しも進めている。

・ 3-1-③

今後、法令改正等の通知のとりまとめについて、法人本部に法務に詳しい専門職を置き、関連業務の一元管理を行い、実際の業務に落とし込む際により迅速で効率的に対応できる体制作りをする。また、通知等による情報を最大限に有効に活用するための、学内における情報共有の方法についても、経営改善室の業務改善担当が、各種システムの改善を進めている。例えば平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度にかけて、教職員の学内共有システム「サイボウズ」をさらに有効活用し、各種申請・届け出の電子化を実現したところである（例：学内ホール使用申込みや学内设営依頼の申込みフォームの作成と一元化・電子化、及びこれらの申請書の関係部署・上長への通知システムの構築等）。

・ 3-1-④

学校教育法施行規則 172 条の 2 や私立学校法 47 条を遵守した教育情報・財務情報の公表を行っているが、閲覧者の目線での「見せ方」が未だ不十分なことを認識している。そのため、財務情報に限らず、ホームページ上における当該ページについて、経営改善室を中心に検討を続け、できる部分から改善を重ねていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定をするため、「寄附行為」【資料 3-2-1】第 3 条「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ創立者石橋藏五郎の建学の思想を体し私立学校を設置することを目的とする。」(1 頁) と定め、その下で理事会を構成している。本法人の役員および理事会は、上記のほか、「教育基本法」、「学校教育法」の定めることに従い、理事会を、「本学の業務を決し理事の職務の執行を監督する」（「寄附行為」第 15 条の 2）最高決定機関として位置付けている。

教学面に関しては、学科長・主任会議や教授会等で提議され、理事会の審議・承認を必要とする事項を学長がとりまとめて理事長に提出、法人として取り上げる議題と併せ、理事会開催実施日の前に、開催通知と関連資料を理事に郵送している。

理事会は理事長が招集し、理事長がその議長を務めている。開催回数は平成 27(2015)年度が 7 回、平成 28(2016)年度が 17 回で、順当に開催されている。平成 28(2016)年 6 月の理事会組織改編後は、理事会の出席率は、90%台と良好である。また、欠席時の委任状につき、それまでは送付資料を確認し、「賛成」か「反対」の意思を表明するだけの書面から、「意見欄」を付け加えることにより、欠席理事の特定の議題に対する具体的な提言等が可能となった。

評議員会は、「寄附行為」【資料 3-2-1】第 20 条（4～5 頁）に明記している通り、理事会の諮問機関として、理事会に先んじて開催され、予算や事業計画等につき、意見を表明している。

理事の選任は、「寄附行為」【資料 3-2-1】第 6 条（2 頁）において、本法人に設置する学校の校長（学長を含む）、評議員の中から理事会において専任する者（1 名）、本法人に関係のある学識経験者のうち理事会において専任する者（4 名）とし、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 名をこえない、と定めている。

理事会開催日数の改善、理事出席率の改善のほか、平成 29(2017)年 6 月以降は常任理事 1 名が、週 3 回勤務をする等、理事長と理事間で密接に意見交換を図れる体制を敷いている。また「寄附行為」に基づき、平成 28(2016)年 6 月以降の新体制の下では、前回指摘された理事会機能を改善し、適切に理事会を運営していると判断する。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

上述したように、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制の再構築として、平成 28(2016)年 6 月 21 日に新理事会（平成 28(2016)年 6 月 21 日）が発足し、改善すべき事項、促進すべき事項の検討・実施に着手している。今後さらに、迅速かつ確かな機能が発揮できるような体制強化を促進していく。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学は、平成 27（2015）年 4 月 1 日施行の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴い、学則、教授会規程、関係諸規程を見直した。「上野学園大学短期大学部教授会規程」【資料 3-3-1】の第 4 条において、「教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるができる。」とし、学長と教授会の関係を明確にした。また、同規程同条 2 項において、「学長及び学科長の組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。」とし、教授会における学長の新たな権限と責任を明確にしている。

教授会規程の整備に当たっては、次の点に留意した。

- a. 「重要事項を審議するため」という文言を削除すること。
- b. 教授会が意見を述べる義務が課されているが、学長は教授会の意見に拘束されるものではないこと。
- c. 音楽科教授会を、短期大学部教授会と定めること。

従来の教授会は学科教授会であるが、短期大学教授会でもあることを共通の認識とした。このことより、意思決定のプロセスにおいて、学科単位の意見を全学的な意見として学長が集約できる位置付けとなり、学長が最終的な意思決定をする仕組みが整えられた。

また、学校教育法施行規則の改正により、学生の退学等の学籍異動や懲戒に関する事項において学長の裁量に任されることとなり、教授会の意見を聞きつつ、裁定をくだしている。

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長のリーダーシップについては、学則第 61 条 2 項において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、その職務を明記している。これは学長が校務全般に関する最終決定権を有していることを学内規定において明確にしたものである。副学長については、学則に盛り込み、平成 29（2017）年度より起用している。「副学長の専決に関する規程」【資料 3-3-2】により、学長から指示を受けた校務について、自らの権限で処理することができると、校務を明確にした。学科長の校務についても、副学長に準じて明確にした。

教授会の構成は、学科等の規模を勘案して、短期大学全体を包括し、個々の教授会を

置かないことにした。また教授会に教員の多くの意見を反映させるために、平成 27 (2015) 年度から准教授及び講師を加えている。

学長のリーダーシップは教授会において発揮されているほか、学科長を統括するという点で実行されている。学長と事務組織との関係について、短期大学の運営面は経営改善室が、教学面は大学事務部及び入試広報部が、学長と直接に情報を共有し、問題点の洗い出し、その解決に当たっている。さらに問題別に、学科長・主任会議、教学マネジメント委員会、FD 委員会等の委員会で検討している。

学長が、学内の諸問題を把握し、関係部署や担当者に直接指示するために、下記の職務を担い、適切なリーダーシップを発揮している。

- a. 教授会 議長
- b. 学生委員会 委員長
- c. 自己点検・評価委員会 委員長
- d. 認証評価ワーキング・グループ 委員長
- e. FD 委員会 委員長
- f. 入学試験委員会 委員長
- g. 上野学園の未来の教育体制検討会議 議長
- h. 学生募集委員会 委員長
- i. 学生募集強化委員会 委員長
- j. 教学マネジメント組織委員会 委員
- k. SD 委員会 委員

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長の意思決定体制は、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に則り、学長のリーダーシップのもとで、一元化された教授会を運営し、教授会の意見を踏まえた上で最終判断が下せるように、学則・学内諸規程を整備した。学長の責任と権限、教授会の位置付けが明確にされている。しかしながら、この体制を機能させていくには、組織を構成する一人ひとりの意識を形成することが不可欠であるので、学長のリーダーシップのもと団結を図る。

学長の選考については、平成 28 (2016) 年度に「学長選考規程」【資料 3-3-3】が策定され、平成 29 (2017) 年 2 月 10 日の理事会で承認された。本学の学長は理事長と兼務しており、そのため、法人の使命・目的に沿った短期大学の運営を担っている。今後は、本学の規模に見合った教員組織の再編成・合理化を推進していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会は、「寄附行為」【資料 3-4-1】第 15 条第 2 項に「理事会はこの学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とし、本学や系列大学、中学、高校に関する重要な審議を行う。平成 28(2016)年 6 月 21 日発足の新理事は、理事長をトップに、教学の長である学長が理事に就任し、その他評議員の中から 1 名、法人に関係のある学識経験者から 4 名、監事 2 名で構成され、以前よりも管理部門と教学部門の調整がより円滑に運営できる体制となった。理事 6 名の職務分掌は、理事長、教学担当、財務担当、渉外担当（2 名）、地域貢献担当となっている。

法人に関係する審議事項は、経営改善室で毎週 1 回開かれる経営改善室会議で法人本部とその他部門との連携に関わる情報や問題の共有、改善策の協議とを行う仕組みを作っている。経営改善室は、平成 29(2017)年 4 月の組織改編により設置され、理事長、理事長特命担当者、理事長付業務秘書、法務担当者、業務改善担当者、財務会計担当者、広報担当で構成している。

また、月 1 回、教学法人連絡会議を開催する。ここでは、管理部門と教学部門との情報共有、教学面の問題提起や、審議事項等が審議される。構成員は、管理部門から理事長、経営改善室より 1 名、法人本部長、入試広報部長、自己点検評価室長が出席、教学部門から大学学長、短大学長、中高校長、大学事務部長、中高事務部長、学長室職員である。

毎週月曜日の朝の事務連絡会議では、事務部の各課間の情報共有・連絡調整が行われ、各部署の職員の代表が、1 週間の学内の動きを共有している。

教授会は、学長、教授、准教授及び専任講師で組織され、教学、教育課程や人事、学生に関する事項について協議し情報を共有している。教授会の審議事項のうち、理事会で承認が必要な事項は、学長が参加し議事録を作成する大学事務部長と協議の上で理事会に提言する。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人における法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックは、稟議起案を要する事項について「職務権限規程」（現在改定中）【資料 3-4-2】別表「決裁基準表」【資料 3-4-3】に則り、所定の手続きを経る課程で行われる。稟議回覧中に、意見や異議な

どがある場合は、稟議書の「回議欄」にコメントを記載し、関係部署が協議の上、同書に追記される。決裁された事項は、内容に応じ事務連絡会議、学科長・主任会議、経営改善室会議、教学法人連絡会議等において共有される。「稟議規程」【資料 3-4-4】第 14 条には「関係部室長は、稟議案件につき回付を受けたときは、「職務権限規程」【資料 3-4-2】で定められた責任権限に基づき、自己の担当する業務の立場から審査する。なお、経営企画室長、管理部長、事務統括部長および事務局長（左記 3 名は、「職務権限規程」改定後変更となる）は、意見及び賛否を付し捺印する。」と定めているが、「回議欄」への付記対象者に制限は設けず、回覧者の誰もが回議意見を述べるようにしている。

監事の選任に関しては、「寄附行為」【資料 3-4-1】第 11 条に定めがあり、適切に運用されている。現在 2 名の監事が、私立学校法第 37 条第 3 項に定められる業務を行っている。すなわち、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度終了 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員の選任については、「寄附行為」第 19 条に定められており、この規程に従い、現在の評議員は 13 名で構成され、私立学校法第 41 条に定められていた通り、理事会があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項（下記）を定め、適切に運営されている。

[寄附行為第 20 条]

次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。

- 一 予算・借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金をのぞく）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画に関する事項
- 三 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散
- 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において意見を聞くことを必要と認めたもの

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本法人は、理事長が議長として理事会を運営し、経営改善室統括として学長及び各部署長と定期的な打合せを行っている。運営業務を把握し、経営改善室会議で問題の解決や改善にあたっている。経営改善室会議は、リーダーシップとボトムアップのバランスを図る組織体であり、必要に応じて改善事項や新規事項について、事務連絡会議や教学法人連絡会議等において、教学・法人と情報を共有している。

年度末に、各部署から「事業報告」が自己点検評価室（旧経営企画室）に提出され、その内容はとりまとめられて理事会に報告されている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

今年度中を目標に、財務改善委員会を立ち上げ、財務等経営の重要事項を討議し、その実現の施策また問題の解決・改善に、経営改善室が当たる予定である。

教職員の「人事制度運用規程」等、未整備の制度運用規程を平成 29(2017)年度～平成 30(2018)年度に整えていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(2) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本法人の事務組織及び職制は、「組織運営規程」【資料 3-5-1】に定められている。この規程は平成 21(2009)年 10 月に施行され、その後平成 22(2010)年度に 2 度、平成 25(2013)年度に 1 度の合計 3 回の改定を経て現在に至る。この規程の第 1 条（目的）には、「この規程は学校法人上野学園大学および法人の設置する上野学園大学および同短期大学部、並びに、上野学園高等学校および同中学校の法人および事務組織、職員定数、職制、職務および業務分掌について、必要な事項を定めることを目的とする。」（1 頁）と定めている。

また「職務権限規程」【資料 3-5-2】では、その第 1 条（目的）に、「この規程は、組織運営規程第 5 条に基づき、法人部門および事務部門の各職位の職務（業務の内容・範囲）および職務権限（業務に必要な権限）を明らかにし、責任体制を確立することにより、学校法人上野学園の組織的かつ効率的な運営をはかることを目的とする。」（1 頁）と定めている。

本法人は上記の規程に則り、権限の適切な分散と責任を明確に認識し、組織編成及び職員の配置を実施している。現在の事務組織図については、基準 1-3-④「使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性」（12 頁）に示している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学職員については、毎年度実施される「人事評価制度（事務職掌版）」【資料 3-5-3】に基づき、人事評価を実施している。すなわち、学期末に全職員に「人事評価シート」が配布され、各自が次年度の目標設定等を記入、前期の業務執行状態を自己判定し、9 月にその目標設定と内容を見直し、当該年度末に最終の自己判定を行う。最初の目標設定時及び 9 月の再確認時には、各課員の日々の業務執行を監督している上長が、軌道修

正をする点等を示唆・指導する。最終自己判定時には、上長が個別面談の上で判定を記入、最終的に理事長が確認をし、賞与等に反映している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員はFD(Faculty Development)研究会に積極的に参加し、また、平成28(2016)年度から実施されているFD/SD研究会の合同研究会にも参加している。平成29(2017)年度からSD(Staff Development)が義務化されたことに伴い、平成28(2016)年度に発足した「SD委員会」活動を、積極的に進めている。

これまで、各部署において業務に関連する外部の研修会や勉強会への参加を促進してきたが、SD委員会を軸にして、学内における職員の資質・能力向上のための研修会や勉強会に積極的に取り組んでいく。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

改善・向上の具体的方策については、以下の通り。

1) 規程の整備

現在、経営改善室が中心となり、総務人事部と連携し、平成29(2017)年度中を目標に職能給制度の導入の検討も含め、長期育成を土台とする人材の段階的移行について協議・策定する。法人関連の規程改定に当たっては、昨年度より教学関連の規程の見直しを進めている学長、大学事務部長、文書課長が連携を取りながら、主に規程の分担・整理法の見直し、廃止すべき規程の確認・選別等から着手している。

2) 組織改編

職員の専門性を高め、企画立案等の業務を能動的に遂行できる人材育成のために、個人の資質を鑑みた上で組織改編を実施したところである。各部門で滞っていた課題や問題点を、理事長直轄部署の経営改善室に集積し、理事会による審議に則った経営方針に従い、業務改善を迅速に行う。経営改善室は、各職員が効率的に能力を発揮できるよう、業務上の問題の解決・改善・支援を行う。

自己点検評価室が新たに設置され、教学部門と法人部門の連携強化部門と位置付ける。自己点検を行う中で、教学及び法人における改善すべき課題を経営改善室に提言し、FD/SD活動を通して、改善を行っていく。

また、これまで法人部門に置いていた管財、施設管理部門を施設管財ホールチーム、楽器管理チームとして独立させ、職務内容と権限を明確化させる。

さらに、次世代の養成のために、若手を積極的に起用する。

今後、各種規程の整備と合わせ、適切な人事配置のために、年2回の組織見直しの機会を設ける。

3) ITによる業務の効率化の推進

現在、稟議書の電子データによる回覧、予実管理システムの構築、業務申請や帳票類の電子化等、IT機能を活用することにより業務効率の向上を図っている。こうした業務改善を図ることにより、職員が自らの資質・能力の向上に時間を増やすことが可能とな

る。

ICT（情報通信技術）担当者が現場の声を聞きながら、IT 機能を活用することにより、改善を着実に進行させている。

4) アウトソーシングの導入

業務改善及び経費削減に寄与するアウトソーシングができる業務について、検討を行った結果、財務会計担当の統括のもと、財務会計の処理、財務会計管理資料の作成、PC 設定、ICT サポートデスク、発送作業等について、アウトソーシングの導入を進めている。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の過去 5 年間の定員充足率は、基準 2-1-③「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」（19 頁）で示したように、平成 26(2014)年度に 74%（前年度比 12%増）となったものの、平成 27(2016)年度は 64%、平成 28 年度は 54%と 2 年連続して低下し、定員 50 名の半数を少し超えるといった状態であった。しかし、平成 27(2015)年度の企画広報部（現入試広報部）の学生募集対策の再構築による効果が表れ、平成 29(2017)年度の入学者数は 43 名（前年度比 32%増）と大幅に改善した。

また、学生数の減少に影響を受ける財政面に関して、事業活動収支ベースで、平成 27(2015)年度に前年度比 66 百万円、平成 28(2016)年度も前年度比 181 百万円の経費削減を行い、さらに一部の資産売却をすることで、財務改善を図った。これを基点に、財務基盤の改善を促進するために、理事会及び法人本部会議において審議・方針の策定を行っている。

表 3-6-1 平成 28(2016)年度 事業活動収入構成比率（法人全体）

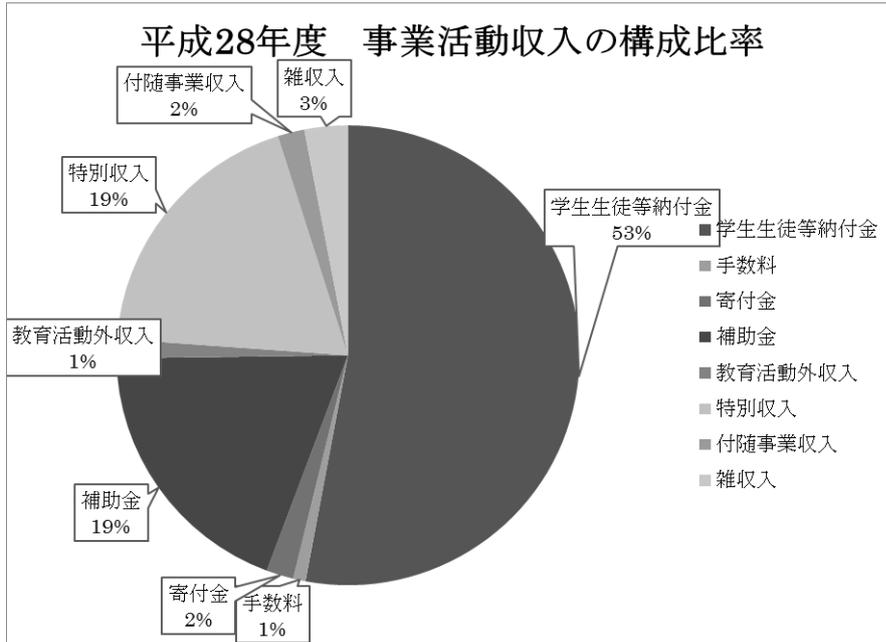
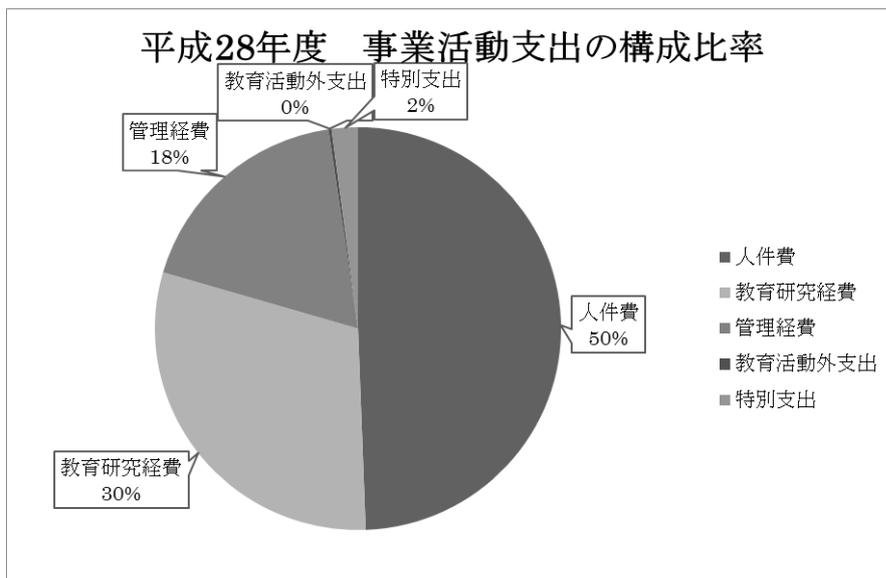


表 3-6-2 平成 28(2016)年度 事業活動支出の構成比率 (法人全体)



(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学生獲得 (収入計画)、経費計画、資金計画の 3 分野を視野に、中長期的に財務基盤の安定を図っていく。特に学生獲得による収入の改善は、前述したとおり入試広報戦略が段階的に効果を上げるために、長期に亘る財務改善を次の 3 つの方針から取り組んでいく。

第 1 の方針は、資金繰りを安定化させる取り組みである、1 つ目は、限りある経営資源を有効かつ効率的に使うため、遊休資産の除売却を行う予定である。2 つ目はそれに加え長期的な事業計画とその資金需要計画を立て、担保融資や公的融資により資金調達を進めていく。また、当学園の規模や理念に基づいたフリーキャッシュフローの内で返

済できる借入返済ペースを確保する。

第2の方針は、適切な借入れを維持する経営を目指し、フリーキャッシュフロー捻出のために、収入と支出のバランスの取れる仕組みを作る。具体的には予算編成から、稟議・予実システムの導入・その管理システムを構築する。収入に見合った支出管理を行える仕組みによって消費収支比率の100%未満を目指す。

第3の方針は、帰属収支差額の比率を高めることである。これは方針1、2に加えて、順調な学生確保が前提となる。

上記3つの方針の達成により、内部留保を実現し、経済的な安定を確保する。

このように財務状況の改善を実現し、安定的な学校運営を行うために、下記の諸項目に取り組む。

1) 計画的な財政運営

長期的財務シミュレーションを実施することにより、財務における課題を明確化し、早期の対策の実現を可能とする体制の構築を平成29(2017)年度内に完了する。また、長期的な計画において、基本金組入計画の策定と共に、段階的な資産蓄積計画の策定も盛り込む。

金融機関との安定した関係や取引実績が継続されており、これに加え今年度は、公的制度利用も検討している。

2) 収入財源の多様化

本学の円滑な大学運営のために、次の3つの事項を画策している。

- a. 私立大学等経常費補助金の配分率及び、私立大学等改革総合支援事業等の関わる各種補助金の採択率向上と、受託研究の増加に努める。
- b. 学生生徒納付金以外にも収入の確保について検討する。
- c. 寄付金収入の拡大を図るため、フレンズ制度を設け、クラウドファンディングの導入を検討する。

3) 予算編成の精査

すでに述べたように、事業活動収支ベースで、平成27(2015)年度の前年度比66百万円、平成28(2016)年度の前年度比181百万円の経費削減を行い、厳しい経費削減を実施した。平成29(2017)年度は、無駄な費用の見直しを引き続き行うものの、適正な経費を適切な使途に再配分する。

教職員ともに、経費削減の意識の醸成を図り、各担当における経費管理を徹底化させるため、経費管理フォーマットやシステムを見直す。システム化された稟議により毎月の予実管理とそのフィードバックを行い、予算内の履行を実現する。これにより、補正予算の時期を段階的に早め、学生数に見合う経費管理を柔軟に執行できる体制作りを目的とする。

また、各部門との予算編成会議を経営方針に則したものとするために、理事長・財務担当理事・経営改善室・各部門において3ヶ月の審議期間において十分な審議を行う。この間に、次年度の部門戦略の確認、使途先の再検討等を行い、予算編成の精度を上げ

る。

予算編成方針は、管理経費削減を中心とし、教育機関の維持・発展を支える教育研究経費については、大幅な削減は控える。

校舎棟の大規模修繕費が懸案事項であるが、建物管理会社と交渉を行い、修繕費用や修繕時期について、本法人の財務状況への圧迫を最小限に抑えるようにする。

4) 予実管理システムの導入による支出の適正化

経費に関する稟議起案から承認、支払いまでをコンピューター上で行い、予実管理を徹底することにより、予算管理担当者が、各部門の一括管理を徹底することにより、支出に関する関連法規や規程の遵守も可能となる。

また、予算外、予算内のいずれの支出であるかをデータ上で、その他の経費データと複合的に明確化し、次年度の財務計画に反映し、継続することにより、確実な予実管理を実現し、支出の適正化を図る。このシステムの導入、運用を平成 29(2017)年度中に完了する。

5) 収支バランスの安定化

平成 28(2016)年度の経常収支は前年度比 18 百万円の改善となったが、段階的に適正な収支バランスがとれる経営規模の適正化に取り組む。

上記 3)、4) で述べた支出の徹底管理に加え、収入に関しては、上記「(2) 3-6 の自己判定の理由」で述べた通り、入試広報部との連携により段階的な学生数の確保を行い、現状の資料請求者数やオープンキャンパス来場者数、体験レッスン者数等の上昇値を維持していくことで、本学の定員を 100%に近づけ、収支バランスを安定化させる。

収支バランスを把握するため、会計処理を再構築し、財務会計を管理会計にも利用できる体制の確立を図っていく。次に各部門をこれまでよりも細分化し、損益管理をする。それらのデータの分析により、部門・費目のどこに経費削減の余地があるかを判断する。以上の改革により、収入・支出目標値の適切な設定が可能となる。

以上の改革点が、教学に公表され、教職員への説明責任・情報公開が果たされる。

上記 1) から 5) の改善・向上方策を定着させることにより、事業活動収支差額のプラスを長期計画の中で段階的に実現・維持することを目標とする。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

平成 28(2016)年度に会計処理体制の抜本的見直しを行った。管理会計システムの導入、人員体制の立て直し、ガバナンスの強化を実行した。平成 29(2017)年度は、財務会計担当統括のもと、会計処理を専門とする事務所に業務を委託したことにより、財務会計処理の効率化を図り、これまで経理担当者が行っていた会計処理業務を専門家に委任することで、会計業務の精度が担保され、コンプライアンス、ガバナンスの強化にもつながっていく。しかし、以前の旧体制からこの新体制に移行・定着するまでには今後も時間が必要である。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

現在下記の施策の実行に着手し、少しずつだが着実に改善を進めている。

1) 会計処理体制の一新

基準 3-6 の改善・向上方策で述べたように、①予実管理を徹底し、予算内履行はもちろん予算外案件の精査を強化、経費に関する稟議起案から承認、支払いまでをコンピューター上で行えるように構築する、②管理会計システムを導入し、次に各部門をこれまでよりも細分化して損益管理をすることで、経理・財務担当部署で執行状況の一元管理をする。これに伴い、会計システムに管理されたデータを入力する時点で、会計士が確認を行える体制が組める。これにより、不透明な支出や不適切な会計処理が起らない体制を敷く。

2) 会計監査人

学校法人の監査経験のある会計監査人を選任し、3カ月に1回、複数人による定期監査を行う。今後、明確な監査方針のもと指導を受け、改善をしていく。具体的には、法人の業務及び財産の実地調査、経費に関する内部統制の有効性を評価した上で、会計処理の妥当性を検討する。

3) コンプライアンスの強化

上記に加え、弁護士、財務・税務専門家の2名の監事に業務依頼することで、コンプライアンス強化を図る。会計監査人と監事との情報共有及び連携を強化し、それぞれが担う監査の実効性を確保し、その有効性及び効率性を確保する。また、毎年6月に監事、会計士、理事長、学長が会計処理に関して情報共有を行い、次年度についての方策を協

議する機会を設定する。これらにより、ガバナンスの強化・充実を図り、役員が関与する不正な財務報告が起らぬよう適切な運用ができる体制とする。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

上記1)～3)の具体策を、経営改善室を最高機関とし、その統括者である理事長の強いリーダーシップのもと、意思決定を速やかにだご的確に行い、そのもとで着実に施策を推進していく。

〔基準3の自己評価〕

経営の規律と誠実性については、「組織運営規程」や「就業規則」、「職務権限規程」、「コンプライアンス規程」等を整備し、適切に運営している。また、本学の使命・目的を実現するために、経営改善室会議及び教学法人連絡会議における起案・協議を経て、理事会及び評議員会で審議している。理事会、評議員会は定期的を開催し、平成28(2016)年6月の新理事会及び評議員会における出席率は、以前に比べ改善をしている。

学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準、学校法人会計基準等、短期大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、本学の短大運営に当たっては、「寄附行為」第3条にその目的を定めている。法令改程等により学内諸規程等に反映すべき事項は、法令に遵守し、適宜行っている。

環境保全については、「コンプライアンス・マニュアル」Iの「上野学園行動憲章」(5)に指針を明記し、同マニュアルIVの7「環境保全」に詳細に示している。人権については、「コンプライアンス・マニュアル」Iの「上野学園行動憲章」(1)～(3)に指針を明記し、同マニュアルIVの1「人権の尊重、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止」に詳細に示している。プライバシーに関しては、「個人情報保護規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備、個人情報保護委員会を設置している。

安全については、「危機管理規程」を定め、緊急時には「危機管理本部」が設置される体制を取っている。

教育環境及び財務情報の公表については、学校教育法施行規則172条の2に則り、教育研究情報を閲覧に供し、私立学校法47条に則り、財務情報を閲覧に供している。

理事会は、本学の使命・目的の達成に向け、戦略的意思決定をする最高意思決定機関として「寄附行為」第3条に則り、適切に運営されている。また、平成22(2010)年度の大学機関別認証評価時に改善を指摘された理事の出席率について、平成28(2016)年度の新理事会から改善が図られている。

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第20条に則り、適切に運営されており、予算や事業計画等について理事会に先んじて開催し意見を述べている。

学長のリーダーシップについては、学則第4章「職員組織」の第12条の2において学長の職務を規定しており、また、学長が教授会をはじめとした各種会議体の委員長あるいは委員の職務を兼ねることで、適切にリーダーシップが図れる体制をとっている。

コミュニケーションとガバナンスについては、法人と教学に関する施策を協議する教学法人連絡会議及び自己点検評価室を中心として、法人部門と教学部門との情報共有が

図られている。法人及び短大の各管理運営機関の相互チェックは、「稟議規程」に則った稟議回覧を通じて行われ、また、内容に関連した各会議体で審議されることで行われている。

業務体制の機能性については、「組織運営規程」に則り権限と責任を定め、「人事評価制度（事務職掌版）」により適正な組織編制を行い、業務の機能性が図れるようにしている。職員は、学内で実施される FD 研究会の他、外部機関で実施される各種研修会や勉強会等に積極的に参加している。

財務基盤と収支については、大学について、平成 28(2016)年度に入試広報部による一定の成果が見られたものの、平成 29(2017)年度の入学生が減少したが、平成 27(2015)年度に行った事業活動収支ベース前年度比 66 百万円の経費削減、続く平成 28(2016)年度の前年度比 181 百万円の経費削減及び一部の資産売却の実行により、法人全体として財務バランスをとった。

会計については、会計業務の精度を担保するための業務改善を実施しており、適切に改善を行っている。

特に財務基盤の改善については、基準 3-6「財務基盤と収支」の(3) 3-6の「改善・向上方策（将来計画）」(73 頁)で述べた通り、改善すべき多くの課題があるが、去年度より上述したような改善のための施策を実施しているところである。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は自己点検・評価について、「自己点検・評価規程」【資料 4-1-1】に基づいて「自己点検・評価委員会規程」【資料 4-1-2】第 2 条（目的）において「委員会は上野学園短期大学部の教育研究の水準向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営状況について、自ら点検・評価を行う。」と定めている。そこで、本学の自己点検を、本学の使命・目的に立脚した活動と位置付けている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学科長及び各主任が構成員となる。さらに委員会の下にワーキング・グループを置き【資料 4-1-3】、以下の任務を遂行する。

- 1) 本学の自己点検及び認証評価の実施方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- 2) 機関別認証評価のための自己点検評価書作成に関すること。
- 3) 自己点検・評価委員会より提出された自己点検評価書の精査及び検討。
- 4) 認証評価の結果公表に関すること。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価報告書は、平成 22（2010）年度と平成 23（2011）年度に作成、発刊した。平成 22（2010）年度は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価受審のための「自己点検・評価報告書」として作成、提出した。自己点検評価書は毎年度 1 回刊行することを基本としているが、平成 24（2012）年度以降は、財務構造改善、財政安定化、情報発進力の強化、IT を活用した業務効率化等の施策の検討を通して、自己点検評価を行うに留まっていた。しかし、関連会議体を通じ、具体的レベルでの自己点検評価を周期的に行ってきた。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

基本的には毎年度、自己点検を実施しており、それに基づいて重点目標や改善目標を設定してきた。しかし、自己点検評価書としては、平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度は作成していなかった。

平成 29(2017)年度の組織改編で、自己点検評価室が設置されたことにより、毎年度の自己点検評価を確実に実施する体制ができた。自己点検結果については、法人部門及び

教学部門で十分な情報共有を行い、問題点・改善点を明確にして、その解決にあたる部門や部署、担当者を配置し、速やかに結果を出す体制が強化された。

自己点検評価書を、毎年度作成することを今後の目標とし、本学の運営に資するための指針としていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価委員会では、エビデンスの重要性を認識している。自己点検評価書の執筆者は、自己点検・評価委員会委員のほか、教務課、学生支援課、入試センター、文書課、法人（総務・管財・財務会計）の課長相当職が担当し、各種規程及び関係資料と照合しながら作成している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

平成 28(2016)年度に、新たに発足した教学マネジメント委員会の下部組織、IR(Institutional Research)推進委員会の委員長に経営企画室長が任命され、さらに翌年度の組織改編により、新たに設置された自己点検評価室の室長に経営企画室長が就任した。室長は、日本 IR プランナーズ協会の「IR プランナー講座」を受講し、大学における IR とは異なるものの、企業 IR の基本概念を大学 IR に転換・利用し、今後自己点検評価室としてその方法論を十分に活用していく。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析に基づき、自己点検・評価を行う素地がここに整ったので、教職員との学内共有をいっそう進めていく。

教員対象の「学長アンケート」【資料 4-2-1】、学生対象の「学生による授業評価」アンケート等を実施し、それらを収集・分析した結果を、次の実施時に活用している。平成 29 (2017) 年度 4 月には、「新入生アンケート」【資料 4-2-2】を初めて実施し、各学生が入学以前に取り組んできたことを把握し、本学で学ぶカリキュラム等とのすり合わせとして、教育及び学生募集の活動に反映させていく。

データの回収率について、平成 28 (2016) 年度「学生による授業評価」アンケートでは、講義系科目 62.77%、実技系科目 48.97%【資料 4-2-3】と一定数が集まっており、エビデンスの信頼性が保たれている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「平成 22 (2010) 年度自己点検・評価報告書」は、ホームページにて公開している。また、自己点検・評価委員会の活動は、主任会議や教授会を通して、教員に周知されている。学生も、各種アンケートへ回答する機会が度々あるので、日頃の授業レポートにおいても、授業の在り方や教員の姿勢を認識した上で、自己を振り返ることができるよ

うになっている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価室が、今後増員して情報収集や調査といった第1次作業工程の時間を十分に確保できるようにしていく。また、平成22(2010)年度自己評価報告書を最後に自己点検評価書あるいはそれに類する情報のホームページでの公表をしていないことを改めて、今後は継続して公表していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

上記 4-1 で述べたように、自己点検については、平成27(2015)年度後期から平成28(2016)年度は経営企画室、平成29(2017)年度から経営改善室を通して、次表のように改善・改革を実施している<表 4-3-1>。

このように自己点検・評価を行い、問題点を見つけ、その改善策を立て、着実に実行することで PDCA サイクルの仕組みを確立している。

表 4-3-1 平成22(2010)年度 第三者評価での指摘事項及び本法人自己点検による改善例
(平成29(2017)年5月1日現在)

指摘・自己点検事項	改善例（平成23(2011)年度～現在）
<p>ホームページの情報が少ない</p> <p>ホームページに在学生専用ページがない、休講等の情報活用がされていない</p>	<p>ホームページについては、平成23年度の改善を経て、平成27(2015)年6月に一新し、下記視点で全面リニューアルを行った。</p> <p>①全体的に明るい色調とし、知りたい情報がわかりやすいようなインデックスを設定する。</p> <p>②建学の精神、創立からの歩み、教育理念等学園の概要や、情報公開について整備をする。</p> <p>③本学の特徴がわかるように、演奏会情報や学生のキャンパスライフインタビュー等を通じて『学校案内』と連動し、メッセージを高める。</p> <p>④トップページのフラッシュ部分には、特に情報発信したい項目を都度替え、例えば、入試シーズンには、入試をイメージさせるフラッシュと文言を流し、クリックブルとし、詳細ページへ飛ばすようにする。</p>

	<p>⑤スマートフォンにも対応できるようにする。</p> <p>⑥Facebook 及びLINE@の立ち上げ</p> <p>また、平成 28(2016)年度に本学関係者のみが閲覧できる「在学生の方(講義情報)」「在学生・正保証人の方(法人情報)」の専用ページを設置した。</p>
『講義要旨』の内容が薄い、実技科目の授業計画がない	平成 23(2011)年度に改善し、その後も適宜見直しを行い、向上を図っている。
独自の奨学金制度を検討したほうがよい	基準 2-7-①「3)経済的支援」で述べたように、新たな「特待生制度」、「遠隔地出身学生支援奨学金」等を加えた。
理事会の出席率が低い	基準 3-2 で述べたように、改善している。

上記の改善例をはじめとして自己点検を行い、短期大学運営の改善に活用している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

基準 4-1「自己点検・評価の適切性」の「(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）」(93 頁)と同じとなるが、平成 29(2017)年度の組織改編により、自己点検評価室が設置されたことで、毎年度の自己点検評価を確実に実施する体制とする。自己点検結果は、法人部門及び教学部門で十分な情報共有を行い、問題点・改善点を明確にすると共に、その解決にあたる部門や部署、担当者を配置し、速やかに業務を開始、結果を出すよう体制を整えていく。

【基準 4 の自己判定】

本学は、平成 21(2009)年に「自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検を実施している。平成 22(2010)年度の機関別認証評価受審後、平成 23(2011)年度に自己点検・評価書を作成したが、平成 24(2012)年度から 28 年度(2016)については、自己点検評価書としては作成していない。しかし、上記で述べたように、平成 27(2015)年度後期から平成 28(2016)年度は経営企画室、平成 29(2017)年度から経営改善室を通して、改善・改革を実施している。

以上に加え、今後、自己点検・評価書を毎年度作成していくという課題を果たすことにより、本学は、自己点検・評価が機能していると判断する。

Ⅳ. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1 社会貢献に関する方針

《A-1 の視点》

A-1-① 地域への貢献

A-1-② 社会貢献しうる人材の育成

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域への貢献

上野学園大学短期大学部（以下、「本学」と略す。）では、地域社会の発展に寄与することを目指し、地域との連携活動を推進している。

本学は平成 22（2010）年まで草加市に校地があったことから、上野校地に移転後も草加市と様々な連携を保ってきた。「草加市民のための音楽教養講座」【資料 A-1-1】「国際ハーブフェスティバル」【資料 A-1-2】「ボランティア・コンサート」【資料 A-1-3】「草加市役所ロビーコンサート」【資料 A-1-4】また、草加市長及び草加市児童発達支援センターより依頼された「講師と短大学生によるミニコンサート」【資料 A-1-5】、また「草加市民大学」【資料 A-1-6】へ教員派遣（10 名）をしている。さらに音楽企画推進のため草加市社会教育委員会委員として月 1 回開催される委員会に副学長が出席している。

1) 「草加市民のための音楽教養講座」

草加市との地域貢献活動として、埼玉県生涯教育推進に協力することを目的とし、平成 16(2004)年度から「草加市民のための音楽教養講座」【資料 A-1-1】を、本学で毎年開催している。

2) 国際ハーブフェスティバル

「国際ハーブフェスティバル 1989－草加市」として平成元(1989)年にスタートしたアジア唯一の国際ハーブコンクールである。草加市と本学・系列大学と日本ハーブ協会の三者が主催している。【資料 A-1-2】

3) 管打楽器クリニック

毎年、中学校・高校の吹奏楽部を対象に、管打楽器クリニックを開催している。学外へも教員を派遣し、このクリニックを開催している。【資料 A-2-1】

4) 演奏会

本学は、毎年複数回の演奏会を主催している。こうした演奏会は、地域住民のみならず、広く一般に公開されている。学園祭は系列大学と合同で毎年開催している。演奏会等は近隣住民にも公開することにより、地域貢献の振興につながっている。【資料 A-2-2】

5) ボランティア・コンサート

日頃音楽療法の実習現場となっている施設に出向き、コンサートを行っている。【資料 A-1-3】

6) 上野学園ハートフル・コンサート開催

被災地の住民に対する本学と系列大学合同のボランティア・コンサート（東北福祉大学との協働活動）、台東区では緩和ケア病棟の入院患者、障害児、精神障害者社会復帰相談事業プログラム等において、ボランティア演奏活動を行っている。【資料 A-2-3】

7) 自治体、公共機関等との連携による演奏活動

本学では、台東区内の自治体、公共機関等と協働し、「平成 28(2016)年度自治体、公共機関等との連動による演奏活動」【資料 A-2-4】にある通り、演奏を通じて地域の発展に貢献している。本学に隣接するかつば橋本通り商店街主催「下町七夕まつり」では、系列大学と合同でボランティア・コンサートを行い、地域に密着した連携活動を実践している。

A-1-② 社会貢献しうる人材の育成

本学に学ぶ学生像が多彩であることが本学の特色である。社会人入学を果たした最近の学生の中には60代(声楽専門)がおり、卒業後には系列大学に3年次編入して、さらに、研鑽を積んだが、これは生涯教育の例ともいえる。また国立4年制大学を卒業後、音楽療法を学び直すために入学する30代、40代の学生もいる。一方高校からすぐ入学する学生は音楽専門教育を20才で終え、ただちに実社会で仕事と向かうことになる。本学は、こうした様々なタイプ・年令・人生設計の人々に開かれており、現代社会の要請する「多様性 Diversity」に呼応する人材育成の「場」と位置付けている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、「音楽による社会貢献」の精神を使命・目的に基づいた「地域連携」として具体化させ、連携活動を展開している。今後は、さらに広く活動を広げ、さらなる社会貢献方法を展開していく。

〔基準 A の自己評価〕

社会貢献に関する大学としての方針は建学の精神、使命・目的に明示されている。音楽短期大学としての特色ある活動を積極的に進め、本学主催の演奏会や講座、附属音楽教室、地域での学外団体への参画等、大学の持つ物的・人的資源を適切に社会に提供していると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	短期大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表 F-3】	学科・専攻課程	
【表 F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

上野学園大学短期大学部

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人上野学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	上野学園大学短期大学部学則	
【資料 F-4-1】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4-2】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学短期大学部	
	音楽科	
【資料 F-4-3】	平成 30 年度（2018）上野学園大学短期大学部 音楽科	
	入学資格認定 募集要項	
【資料 F-4-3】	平成 29 年度（2017）上野学園大学短期大学部 専攻科	
	音楽専攻 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学	
【資料 F-6】	上野学園大学短期大学部（2017 年度）	
	事業計画書	該当なし
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ （交通アクセス）	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人上野学園規程一覧	
【資料 F-10-1】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-10-2】	理事・監事・評議員一覧（平成 29 年 5 月 1 日現在）	
【資料 F-10-3】	平成 28 年度 学校法人上野学園理事会 開催状況	
【資料 F-10-3】	平成 28 年度 学校法人上野学園評議員会 開催状況	
【資料 F-11-1】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-11-2】	学校法人上野学園 平成 28 年度計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-11-3】	学校法人上野学園 平成 27 年度計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-11-4】	学校法人上野学園 平成 26 年度計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-11-5】	学校法人上野学園 平成 25 年度計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-11-5】	学校法人上野学園 平成 24 年度計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-12-1】	履修要項、シラバス	
	履修計画表 平成 29 年度 上野学園大学 音楽学部音楽学科	

上野学園大学短期大学部

【資料 F-12-2】	音楽専攻科 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科 音楽専攻 上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨
-------------	---

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学短期大学部 音楽科	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 1-1-6】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ （上野学園大学の特徴→建学の精神）	
【資料 1-1-7】	上野学園大学・同短期大学部教学マネジメント組織委員会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-2】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	上野学園大学短期大学部学則（別表 1）	
【資料 1-2-4】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-5】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 27 年度 講義要旨	
【資料 1-2-6】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 28 年度 講義要旨	
【資料 1-2-7】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 1-2-8】	上野学園大学・同短期大学部 IR 推進委員会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	教学法人連絡会議規程	
【資料 1-3-2】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	上野学園大学短期大学部学科長・主任会議規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学短期大学部 音楽科	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-3】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ （上野学園大学の特徴→短期大学部の目的/3 つのポリシー）	
【資料 2-1-4】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-5】	上野学園大学短期大学部入学者選考に関する規程	
【資料 2-1-6】	平成 30 年度（2018）上野学園大学短期大学部 音楽科	【資料 F-4-2】と同じ

上野学園大学短期大学部

	入学資格認定 募集要項	
【資料 2-1-7】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ (入試情報)	
【資料 2-1-8】	平成 29 年度 (2017) 上野学園大学短期大学部 専攻科 音楽専攻 入学試験要項	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-9】	オープンキャンパス パンフレット	
【資料 2-1-10】	入試説明会資料	
【資料 2-1-11】	体験レッスン パンフレット、チラシ	
【資料 2-1-12】	音楽受験講習会 (夏期、冬期) パンフレット	
【資料 2-1-13】	管楽器クリニック チラシ	
【資料 2-1-14】	マスタークラス チラシ	
【資料 2-1-15】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ (入試情報)	
【資料 2-1-16】	上野学園大学短期大学部入学試験実施に関わる規程	
【資料 2-1-17】	上野学園大学短期大学部特待生制度に関する規程	
【資料 2-1-18】	上野学園大学短期大学部遠隔地出身学生支援奨学金規程	
【資料 2-1-19】	上野学園大学短期大学部長期履修学生規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	冊子「カリキュラムを知ろう」	
【資料 2-2-4】	上野学園大学短期大学部学則 (別表 1)	
【資料 2-2-5】	履修計画表 平成 29 年度 上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科 音楽専攻	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 2-2-6】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 2-2-7】	上野学園大学短期大学部 定期演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-8】	上野学園大学短期大学部 卒業演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-9】	上野学園大学と上野学園大学短期大学部との間における単位 互換に関する協定書 (平成 20 (2008) 年) 上野学園大学と上野学園大学短期大学部との間における単位 互換に関する協定書についての覚書 (平成 20 (2008) 年) 上野学園大学と上野学園大学短期大学部との間における単位 互換に関する協定書についての覚書 (平成 25 (2013) 年)	
【資料 2-2-10】	アクティブ・ラーニング実態調査 調査票	
【資料 2-2-11】	アクティブ・ラーニング実態調査 報告書	
【資料 2-2-12】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
【資料 2-2-13】	上野学園大学・同短期大学部教学マネジメント組織委員会規 程	
【資料 2-2-14】	上野学園大学におけるアクティブ・ラーニングの推進 (案)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 29 (2017) 年度 新学期ガイダンス・スケジュール	
【資料 2-3-2】	上野学園大学・同短期大学部障害学生学修支援委員会規程	
【資料 2-3-3】	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 平成 29 年度 講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 2-3-4】	平成 28 年度 後期 欠席調査	
【資料 2-3-5】	上野学園大学短期大学部 学生委員会規程	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		

上野学園大学短期大学部

【資料 2-4-1】	上野学園大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	英語科目に関する認定および評価基準	
【資料 2-4-3】	上野学園大学短期大学部学位規程	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 28 年度キャリア支援センター主催ガイダンス・説明会等開催実績	
【資料 2-5-2】	教職履修者のためのガイダンス新旧対照表	
【資料 2-5-3】	平成 28 年度卒業生 (H29.03 卒) 進路状況	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート (一般授業科目用)	
【資料 2-6-2】	学生による授業評価アンケート (個人実技、実技授業用)	
【資料 2-6-3】	平成 28 年度第 1 回 FD 委員会 (大学・短大合同) 議事録	
【資料 2-6-4】	平成 28 年度授業評価アンケート調査結果のご報告	
【資料 2-6-5】	平成 28 年度調査概要	
【資料 2-6-6】	平成 28 年度全体集計 (講義、実技)	
【資料 2-6-7】	平成 28 年度コース/専門別・項目別重視度 (講義)	
【資料 2-6-8】	平成 28 年度コース/専門別・項目別重視度 (実技)	
【資料 2-6-9】	平成 28 年度学年別・項目別重視度 (実技)	
【資料 2-6-10】	平成 28 年度自由記述 (抜粋)	
【資料 2-6-11】	上野学園大学・同短期大学部 教職委員会規程	
【資料 2-6-12】	平成 29 年度教職課程履修ガイド	
【資料 2-6-13】	平成 28 年度卒業生 (H29.03 卒) 進路状況	
【資料 2-6-14】	平成 28 年度 上野学園大学短期大学部 卒業時アンケート報告書	
【資料 2-6-15】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	上野学園大学短期大学部 学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	大学・短大合同学生委員会 議事一覧 (平成 26~28 年度)	
【資料 2-7-3】	上野学園学生寮規程	
【資料 2-7-4】	上野学園学生寮利用心得	
【資料 2-7-5】	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-6】	上野学園大学・同短期大学部練習室予約システム 操作マニュアル	
【資料 2-7-7】	練習室監視 (システム監視/現場巡回)	
【資料 2-7-8】	上野学園 楽器管理委員会規程	
【資料 2-7-9】	上野学園大学短期大学部特待生制度に関する規程	
【資料 2-7-10】	上野学園大学・同短期大学部授業料減免規程	
【資料 2-7-11】	「東北地方太平洋沖地震」に係る学納金等の減免措置規程	
【資料 2-7-12】	上野学園大学・同短期大学部における音楽実技優秀者に対する「石橋益恵奨学金」の支給規程 (そのⅡ)	
【資料 2-7-13】	上野学園大学短期大学部遠隔地出身学生支援奨学金規程	
【資料 2-7-14】	上野学園大学短期大学部学友会 会則	
【資料 2-7-15】	上野学園大学短期大学部学友会 役員及び常任委員会等に関する細則	
【資料 2-7-16】	上野学園大学短期大学部学友会 学友会クラブ活動に関する規約	
【資料 2-7-17】	平成 28 年度ボランティア活動一覧	
【資料 2-7-18】	上野学園大学・同短期大学部 ボランティア活動支援委員会規程	

上野学園大学短期大学部

【資料 2-7-19】	平成 29 (2017) 年度受験特別措置申請書	
【資料 2-7-20】	修学のための特別支援申請書	
【資料 2-7-21】	上野学園大学・同短期大学部障害学生修学支援委員会規程	
【資料 2-7-22】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 外国人留学生の出願書類について	
【資料 2-7-23】	上野学園大学・同短期大学部私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-7-24】	精神健康に関する自己申告書	
【資料 2-7-25】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
【資料 2-7-26】	上野学園大学・同短期大学部 IR 推進委員会規程	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	上野学園大学短期大学部教員資格審査基準	
【資料 2-8-2】	上野学園大学短期大学部教員資格審査委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	図書館利用ガイド 2017	
【資料 2-9-2】	図書館利用ガイド 2017 (教職員用補遺)	
【資料 2-9-3】	図書館利用ガイド 2017 (中高生用)	
【資料 2-9-4】	上野学園図書館規程	
【資料 2-9-5】	上野学園図書館運営委員会規程	
【資料 2-9-6】	図書委員会規程	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	組織運営規程	
【資料 3-1-3】	就業規則	
【資料 3-1-4】	職務権限規程	
【資料 3-1-5】	稟議規程	
【資料 3-1-6】	学校法人上野学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-7】	コンプライアンス規程	
【資料 3-1-8】	公益通報に関する規程	
【資料 3-1-9】	学校法人上野学園 情報公開規程	
【資料 3-1-10】	コンプライアンス・マニュアル	
【資料 3-1-11】	育児休業規程	
【資料 3-1-12】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 3-1-13】	学校法人上野学園危機管理規程	
【資料 3-1-14】	災害対策マニュアル	
【資料 3-1-15】	大規模地震に対する教職員の準備・対応	
【資料 3-1-16】	教員のための避難・誘導ハンドブック	
【資料 3-1-17】	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-18】	地震発生時の対応について	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	上野学園大学短期大学部教授会規程	
【資料 3-3-2】	上野学園大学短期大学部副学長の専決に関する規程	
【資料 3-3-3】	上野学園大学短期大学部学長選考規程	

3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	職務権限規程	
【資料 3-4-3】	決裁基準表	
【資料 3-4-4】	稟議規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	組織運営規程	
【資料 3-5-2】	職務権限規程	
【資料 3-5-3】	人事評価制度（事務職掌版）	
3-6. 財務基盤と収支		
	資料なし	
3-7. 会計		
	資料なし	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	上野学園大学短期大学部自己点検・評価規程	
【資料 4-1-2】	上野学園大学短期大学部自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	上野学園大学短期大学部認証評価ワーキング・グループ規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	先生の活動・研究に関するアンケート（平成 27 年度）	
【資料 4-2-2】	平成 29（2017）年度 新入生アンケート	
【資料 4-2-3】	平成 28 年度調査概要	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
	資料なし	

基準 A. 社会に対する短期大学の貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会貢献に関する方針		
【資料 A-1-1】	草加市民のための音楽教養講座 開催一覧、日程表	
【資料 A-1-2】	国際ハーブフェスティバル チラシ	
【資料 A-1-3】	ボランティア・コンサート 一覧	
【資料 A-1-4】	草加市役所 音楽の森ミニ・コンサート チラシ	
【資料 A-1-5】	草加市児童発達支援センターあおば学園 音楽療法の一環によるミニコンサート 開催一覧	
【資料 A-1-6】	草加市民大学 開催一覧	
A-2. 社会貢献への取組		
【資料 A-2-1】	管楽器クリニック 実施一覧、チラシ	
【資料 A-2-2】	本学主催演奏会一覧	
【資料 A-2-3】	上野学園ハートフル・コンサート 開催状況（短期大学部） 平成 28 年度ボランティア活動一覧	
【資料 A-2-4】	平成 28 年度自治体、公共機関等との協働による演奏活動	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。